2025. 1. 22

イーストスプリング US投資適格債ファンド・為替ヘッジ付 (毎月決算型)/(年2回決算型) 愛称:USAボンド毎月/USAボンド

追加型投信/海外/債券

◆この目論見書により行なう「イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(毎月決算型)」および「イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(年2回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月21日に関東財務局長に提出しており、2025年1月22日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 2025年1月21日

発行者名 : イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役 佐藤 輝幸

本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

有価証券届出書(訂正届出書を含みます。) : 該当事項はありません。

の写しを縦覧に供する場所

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

一 目 次 一

		頁
第一部	【証券情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第二部	【ファンド情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 1	【ファンドの状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2	【管理及び運営】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第3	【ファンドの経理状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第 4	【内国投資信託受益証券事務の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
第三部	【委託会社等の情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
約款		

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(毎月決算型) イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(年2回決算型)

・以下、上記を総称して「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また、各々については、 正式名称ではなく、「各ファンド」または以下の略称および愛称を使用することがあります。

ファンドの名称	略称	愛称
イーストスプリングUS投資適格債ファンド・ 為替ヘッジ付(毎月決算型)	毎月決算型	USAボンド毎月
イーストスプリングUS投資適格債ファンド・ 為替ヘッジ付(年2回決算型)	年2回決算型	USAボンド

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは 閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンド、1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料 (スイッチングの際の申込手数料を含みます。) につきましては、販売会社が定めるものとします。 申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は2.2%(税抜2.0%)が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年1月22日から2025年7月17日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主として米ドル建ての債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を 「投資信託証券」といいます。

② ファンドの基本的性格

<イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(毎月決算型)>

1) 商品分類

单位型投信· 追加型投信	投資対象地	也域	投資対 (収益の	
##/##II+#/=	国グ	4	株	式
単位型投信	海多	ţ.	債 不動産	券 設信
追加型投信	内夕	f.	その他 (達産
			資産	複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投资対象资度	決算頻度	投资対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年 4回	北米	OFF SHOW POPENCENOS	
债券		A CONTRACTOR	ファミリーファンド	あり
一般 公债	年 6回 (隔月)	欧州		(フルヘッジ)
社债		アジア		
その他債券 クレジット属性	年 12 回 (毎月)	オセアニア		
()	日々	中南米		
不動產投信	10.3	十 净 木	ファンド・オブ・	なし
	その他	アフリカ	ファンズ	
その他資産	()			
(投資信託証券		中近東		
(债券 社债))		(中東)		
资產複合		エマージング		
()		Account and control of		
资産配分固定型				
资産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券 社債)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

<イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(年2回決算型)>

1) 商品分類

单位型投信· 追加型投信	投資対象地力	越 投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株 式
単位型投信	40000	唐 券
	海外	不動産投信
追加型投信	22 222	その他資産
	内 外	[
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投资対象资度	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年 4回	北米		
债券			ファミリーファンド	あり
一般公债	年6回 (隔月)	欧州		(フルヘッジ)
社债	Section of the	アジア		
その他債券	年 12 回	50000000		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
	日々	中南米		
不動產投信	ver		ファンド・オブ・	なし
	その他	アフリカ	ファンズ	8
その他資産	()			
(投資信託証券		中近東		
(债券 社債))	1	(中東)		
資産複合 、 、		エマージング		
() 资産配分固定型 资産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券 社債)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

<商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
 - (1)単位型投信: 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
 - (2) 追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- 2. 投資対象地域による区分
 - (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3) 内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 3. 投資対象資産による区分
 - (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3)不動産投信(リート): 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (4) その他資産: 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産 以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
 - (5) 資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に 源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 4. 独立した区分
 - (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
 - (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
 - (3) ETF: 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは 運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には 当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるもの とする。

<属性区分の定義>

- 1. 投資対象資産による属性区分
 - (1)株式
 - ①一般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - (2)債券
 - ①一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特に クレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併 記することも可とする。
 - (3)不動産投信
 - これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
 - (4) その他資産
 - 組入れている資産を記載するものとする。
 - (5)資産複合
 - 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - ①資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の 記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - ②資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を 行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

- 2. 決算頻度による属性区分
 - ①年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ②年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ③年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ④年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑥日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑦その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
 - ①グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 - ②日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ③北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ④欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑤アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑥オセアニア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑦中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ®アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東): 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 4. 投資形態による属性区分
 - ①ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
- 5. 為替ヘッジによる属性区分
 - ①為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを 行なう旨の記載がないものをいう。
- 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
 - ①日経 225
 - 2TOPIX
 - ③その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
- 7. 特殊型
 - ①ブル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型/絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは 運用手法の記載があるものをいう。
- ※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 主として、米国の債券市場において発行された米ドル建ての投資適格債券に投資を 行います。

▶ 「イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラスJ」DM (hedged)」(以下「USIGボンド・ファンド」ということがあります。)への投資を通じて、米国の債券市場において発行された米ドル建ての投資適格債券に投資を行います。

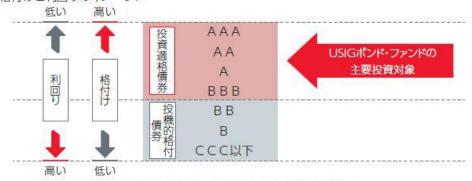
「USIGボンド・ファンド」の投資対象

◆ 主として、米国の債券市場において発行されたBBB-相当以上の米ドル建ての投資適格債券とします。

「投資適格信券」とは

債券およびその発行体等のなかには、債務履行(元本および利子の支払い)の確実性の程度により、第三者機関によって格付けされているものがあります。BBB-相当以上に格付けされている債券は「投資適格債券」と呼ばれます。

<格付けと利回りのイメージ>



※格付けの表記には例としてS&Pのものを使用。+/-の符号は省略。

- ◆ 投資適格債券の中でも社債を中心に投資を行います。 なお、米国債、資産担保証券、不動産担保証券にも一部投資を行うことがあります。
- ◆ 原則として、取得時においてBBB-相当以上の格付けを有する債券に投資を行いますが、BBB-相当より 格付けが下がった債券について継続して保有することは可能とします。ただし、当該債券への追加投資は 行いません。

2 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行います。

▶ [USIGボンド・ファンド]において対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 ただし、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

3 [USIGボンド・ファンド]の運用は、ピーピーエム アメリカ インク(PPMA)が行います。

- 債券運用のスペシャリストであるピーピーエム アメリカ インクが運用を行います。
- 格付機関や外部のアナリストの評価に依存せず、クレジット・アナリスト・チームが徹底した個別銘柄の調査・ 分析を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、企業評価に加えて業種や個別銘柄の分散に配慮した銘柄選 択およびポートフォリオ構築を行います。

<ピーピーエム アメリカ インクについて>

- ・シカゴに本拠地を置き、運用資産総額は約698億米ドルに上ります(2024年6月末現在)。
- ・安定性が重視される生命保険や年金等の運用に高い実績を持ち、特に債券の運用に強みがあります。

「USIGボンド・ファンド」の運用プロセス

(1) 投資対象資産の選別

◆ 主として、BBB-相当以上の投資適格債券を抽出

(2) 銘柄選択

- ◆ PPMAのクレジット・アナリスト・チームによる徹底した個別銘柄の調査・分析
- ◆ 債券等の適下価値の評価
- ◆ 長期的に投資価値の高い銘柄を投資対象候補として選択

(3) ポートフォリオ構築

- ◆ 個別銘柄の分析に加え、マクロ分析や定量分析等も考慮してポートフォリオを構築
- ◆ 業種や個別銘柄の分散により、リスクを低減

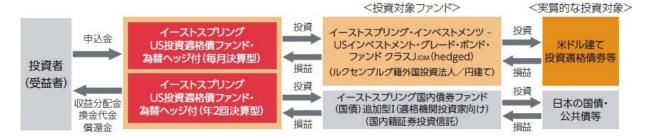
(4) モニタリング

- ◆ 経済情勢や市場環境がポートフォリオに与える影響のモニタリング
- ◆ 組入銘柄の発行企業の業績や格付け等のモニタリング
- ◆ ポートフォリオ全体のリスク分散状況の評価
- ◆ フィードバックによるポートフォリオの見直し

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ USインベストメント・グレード・ボンド・ファンドクラスJ」pm (hedged) 」への投資比率を高位に保ちます。



4 〈毎月決算型〉と〈年2回決算型〉の2つのファンドがあります。

<毎月決算型>

- 原則として、毎月21日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。) 等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 継続的に分配を行うことを目指して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

<年2回決算型>

- ▶ 原則として、毎年4月21日および10月21日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益 (評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 元本の成長を重視して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ●投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ●外貨建資産への直接投資は行いません。
- ●株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔 収益分配金に関する留意事項 〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が 支払われるイメージ 投資信託の純資産

●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が下落した場合 前期決算日から基準価額が上昇した場合 10.550円 期中収益 (①+②) 50円 分配金 10,500円 10,500円 100円 *50円 10,450円 10,400円 *500円 *500円 分配金 100円 (3+4) (3+4) *450円 *80円 ((3)+(4))10,300円 *420円 (3+4)前期決算日 当期決算日 当期決算日 前期決算日 当期決算日 当期決算日 分配前 分配前 分配後 分配後 *分配対象額 *50円を取崩し *分配対象額 *分配対象額 *80円を取崩し *分配対象額 500円 500円

(注)分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

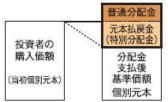
①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 分配金の全部が

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合





※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非談税扱いとなります。

普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金・個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。 (特別分配金)

④ 信託金限度額

- ・各ファンド、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

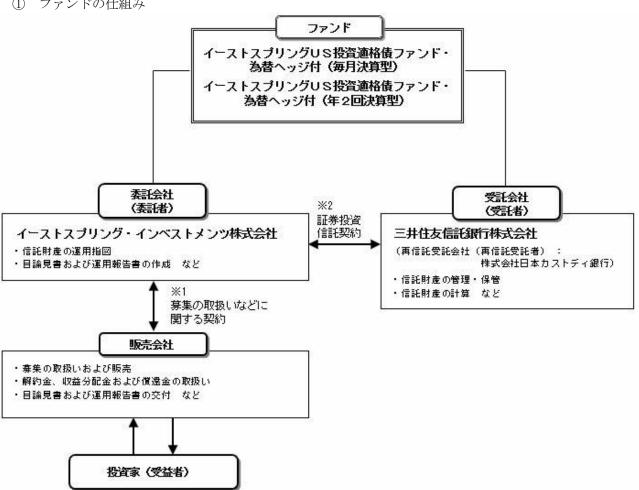
(2) 【ファンドの沿革】

2016年5月10日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

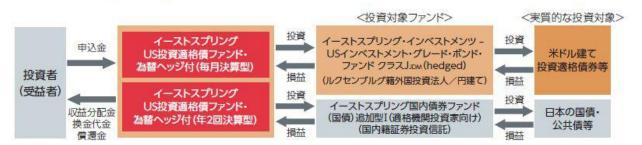
① ファンドの仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分 配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、 信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラスJJDM (hedged) Jへの投資比率を高位に保ちます。



② 委託会社の概況 (2024年10月末現在)

1)資本金

649.5 百万円

2) 沿革

1999年12月 「ピーピーエム投信投資顧問株式会社」設立

2000年1月 投資顧問業の登録

2000年5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得

2000年5月 証券投資信託委託業の認可を取得

2002 年 1 月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更

2007 年 9 月 金融商品取引法施行による金融商品取引業(投資助言・代理業、投資運用

業、第二種金融商品取引業) のみなし登録

2010年12月 PCAアセット・マネジメント株式会社へ商号変更

2012年2月 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

3) 大株主の状況

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
イーストスプリング・インベストメンツ・ グループ・ピーティーイー・リミテッド		23,060 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 米国の債券市場で発行された米ドル建ての投資適格債券を主要投資対象とし、原則として米ドル建ての資産について対円での為替へッジを行う投資信託証券(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)に主に投資を行うことにより、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券※に投資を行います。
- ③ 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ④ 別に定める投資信託証券は見直されることがあり、この際、新たに投資信託証券を指定したり、すでに指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※「別に定める投資信託証券」とは、以下のものをいいます。
 - ・ルクセンブルグ籍外国投資法人 イーストスプリング・インベストメンツ USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラス $\int_{\rm JDM}$ (hedged)
 - 国内籍証券投資信託

イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)

<投資信託証券の選定方針>

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券 を選定しました。

(2)【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類
 - この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ) 有価証券
 - 口)約束手形
 - ハ) 金銭債権
 - 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券の性質を有するもの
- ③ 投資対象とする金融商品

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することが できます。

- 1)預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の1)から4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とする投資信託証券(投資対象ファンド)の概要 以下の記載事項は、2024 年 10 月末現在委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラス Jidan (hedged)			
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人/オープン・エンド型			
表示通貨	日本円			
主な投資対象	米国の債券市場で発行されたBBB-相当以上の米ドル建ての投資適格債券(ヤンキー債、グローバル債を 含みます。) ヤンキー債:米国以外の国籍の発行体(国際機関を含む)が米国債券市場で発行する米ドル建て債券 グローバル債:ユーロ債券市場や米国債券市場等の2つ以上の市場において同時に発行される債券			
ベンチマーク	ICE BofA USコーポレートBBB3-A3格インデックス*			
S	運 用 会 社 イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド			
ファンドの関係法人	投資顧問会社 ピーピーエムアメリカ インク			
	管 理 会 社 イーストスプリング・インベストメンツ(ルクセンブルグ)S.A.			
運用の基本方針	・主として、米国の債券市場において発行されたBBB-相当以上の米ドル建ての投資適格債券(ヤンキー債、グローバル債を含みます。)に投資を行います。 ・原則として、取得時においてBBB-相当以上の格付けを有する債券に投資を行いますが、BBB-相当より格付けが下がった債券について継続して保有することは可能とします。ただし、当該債券への追加投資は行いません。 ・運用の効率を高めるため、または有価証券の価格、為替等の変動による影響を低減するために先物、オプション等のデリバティブを用いることがあります。* ・原則として、米ドル建ての資産について対円での為替ヘッジを行います。 ・ピーピーエム アメリカ インクは精緻なクレジット分析を用いて、銘柄選択と種別選択を重視した運用を行います。			
申込手数料	ありません。			
運用報酬	年率0.2%			
管 理 費 用 等	年率0.1%程度			
その他の費用・手数料	監査費用、組入有価証券の売買時の売買委託手数料等がかかります。			
設 立 日	2004年11月10日			
決 算 日	毎年12月31日			
ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型!(適格機関投資家向け)			
形態	国内籍証券投資信託/適格機関投資家私募			
表示通貨	日本円			
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債			
ベンチマーク	ICE BofA 国債インデックス(1-10年債)*			
	委 託 会 社 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社			
ファンドの関係法人	投資顧問会社 イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド			
	受 託 会 社 三菱UFJ信託銀行株式会社			
申込手数料	ありません。			
信託報酬	年率0.22%(税抜0.2%)			
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。			
設 定 日				
決 算 日	毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)			
	An address records appropriate (1997)			

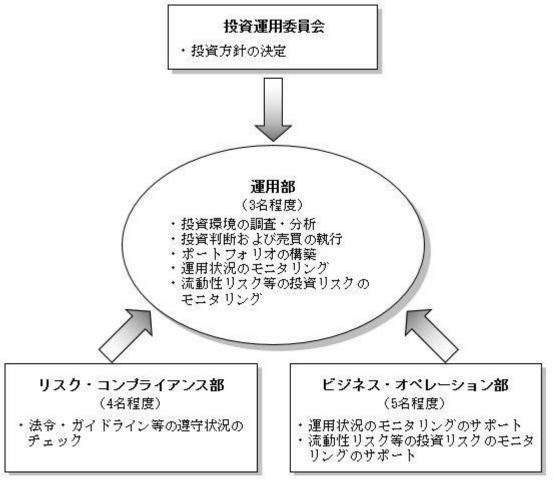
^{*}デリバティブを利用する場合は、投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変更及び金利変動によるリスクを減じる目的、および為替変動によるリスクを減じる目的で利用します。

[※]ICEの指数データは、ICE Data Indices、LLC、その関係会社(以下「ICE Data」)及び/またはその第三者サプライヤーの財産です。ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<委託会社の運用体制および内部管理体制>



- 1. 投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
- 2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。

<運用体制に関する社内規則>

委託会社は、投資運用業の業務運営に関する社内規程に則り運用を行います。

<委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制>

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行います。

また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行います。

※上記体制は2024年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 収益分配金の支払い
 - <分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース(一般コース)>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

- ① 約款に定める投資制限
 - 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - 2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
 - 3) 株式への直接投資は行いません。
 - 4) 投資対象ファンドにおいてデリバティブ取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、投資対象ファンドの資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により投資対象ファンドの資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的において使用します。
 - 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー およびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協 会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
 - 6) 資金の借入れ
 - イ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 - ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 二) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 法令による投資制限
 - 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因およびその他の留意点

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

① 金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。また、期限前償還の条項がある債券等に投資する場合は、償還差損が発生する可能性や再投資リスク等があり、基準価額の変動要因となります。

② 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落(価格がゼロになることもあります。)することがあります。特に債券の発行者に債務不履行(元本や利子の支払い不能)やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があり、実質的に組入れた債券にこうした事態が起こったときには、基準価額の下落要因となります。

- ③ 為替変動リスク
 - 主要投資対象とする投資信託証券において、主に米ドル建ての資産に投資しますが、原則として対円での為替へッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全にヘッジすることができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響をすべて排除できるものではありません。外国為替の予約取引等により為替ヘッジを行うため、為替市場の需給環境により日米の短期金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があり、基準価額の下落要因となることがあります。
- ④ 流動性リスク

実質的に組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。 当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市 況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤ デリバティブリスク

主要投資対象とする投資信託証券において、先物、オプション等のデリバティブを用いることがあります。 デリバティブは運用の効率を高めるため、または有価証券の価格、為替等の変動による影響を低減するため に用いられるものですが、市場の動向によっては本来の目的を十分達成できない場合があります。また、デ リバティブはその基礎となる有価証券の価格等の動きを超えて変動する場合があり、結果として基準価額に 影響を与えることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

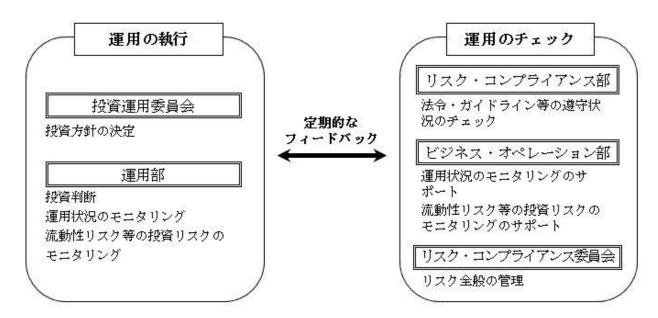
- ① 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ② 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が 急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリス クや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、 換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ③ 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

- ④ 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
- ⑤ 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して 新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当 ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
- ⑥ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ⑦ 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
- ⑧ 法令、税制ならびに投資規制等は、今後、変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

<委託会社における投資リスク管理体制>



- ・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めています。運用部は、ファンドの組入資産の流動性 リスクのモニタリングなどを実施し、投資運用委員会に報告します。リスク・コンプライアンス委員会は、 その検証などを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会および取締役会は、流動性リスク管理 の適切な実施の確保や態勢について監督します。
- ・ビジネス・オペレーション部は、運用状況および流動性リスク等の投資リスクのモニタリングのサポート を行います。
- ・リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等のチェックを行い、 必要に応じて助言や意見表明を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。リスク管理に関する重要報告事項については、リスク・コンプライアンス部が、リスク・コンプライアンス委員会等に報告し、審議します。

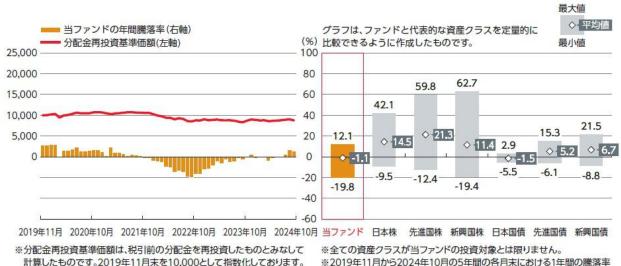
※上記体制は2024年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

≪参考情報≫

<毎月決算型>

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 2019年11月末~2024年10月末

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 2019年11月末~2024年10月末



計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。 ※年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における 1年間の騰落率を表示したものです。

- ※2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率 の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<年2回決算型>

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年11月末~2024年10月末 2019年11月末~2024年10月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。 ※年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における 1年間の騰落率を表示したものです。

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率 の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・ インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより 運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均 した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他 一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・ インデックス-エマージング・マーケッツ・ グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網 羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に 起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料 (スイッチングの際の申込手数料を含みます。) につきましては、販売会社が定めるものとします。 申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%(税抜2.0%)が上限となっております。
- ・申込手数料の額(1 口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ※申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

(2)【換金(解約)手数料】

- 換金手数料 ありません。
- ② 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.693% (税抜 0.63%) を乗じて得た額が信託報酬として計算されます。信託財産の費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率				
委託会社	年率 0. 220%(税抜 0. 20%)			
販売会社	年率 0.440%(税抜 0.40%)			
受託会社	年率 0.033%(税抜 0.03%)			

委託会社	委託した資金の運用の対価			
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内で のファンドの管理および事務手続き等の対価			
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図 の実行等の対価			

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券(投資対象ファンド)に関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加算した実質的な信託報酬は、年率 0.993%程度(税込)です。ただし、当該信託報酬は概算であり、投資信託証券の組入状況等により変動します。

<投資対象ファンドの信託報酬等>

運用報酬	管理費用等	合計
年率 0.2%	年率 0.1%程度	年率 0.3%程度

上記のほか、監査費用、組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

・「イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)」

1 7 7 1 7 7 7 4	7 自己度为 7 7 1 (自食/ 是加土 1 (適自機因及食水門 17 7]
	信託報酬
	1百年2年以上的
	年率 0.22% (税抜 0.2%)

上記のほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

③ 支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のと きに信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用等を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。
- ③ 上記②の規定に基づき、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用は、信託財産の純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。
- ④ 上記②の規定に基づき、諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる費用は、4月と10月の計算期末もしくは信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。
- ⑤ 外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ⑥ 信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

その他の手数料等の役務の内容				
監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用			
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料			
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用			

※上記(4)に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドにかかる上記(1)から(4)に掲げる「手数料等」の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。
- ・「年2回決算型」は NISA の「成長投資枠 (特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが 異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・「毎月決算型」は、NISA の対象ではありません。
- ① 個人受益者の場合
 - 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税 15.315%および 地方税 5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益 (譲渡益) *については譲渡所得として、20.315% (所得税 15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座 (源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315% (所得税 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収 (原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

- *解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。) を控除した利益
- ※確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
- ※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

NISA は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ② 法人受益者の場合
 - 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

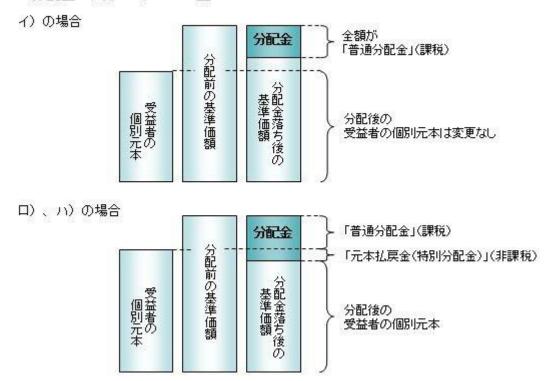
2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

- ※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 個別元本
 - 1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
 - 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)
 - 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
 - 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、 当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金 の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金 (特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個

別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は 2024 年 10 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

≪参考情報≫ファンドの総経費率

対象期間: 2024年4月23日~2024年10月21日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
毎月決算型	1.05%	0.69%	0.36%
年2回決算型	1.00%	0.69%	0.31%

- ※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。 消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権□数に平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した値 (年率)です。
- ※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。
- ※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付 (毎月決算型)】

以下の運用状況は2024年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	247, 949	0. 11
投資証券	ルクセンブルク	191, 180, 428	83. 85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	36, 568, 951	16. 04
合計(純資産総額)	227, 997, 328	100.00	

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセン ブルク		イーストスプリング・インベストメ ンツ - USインベストメント・グレ ード・ボンド・ファンド クラスJJ DM(hedged)	255, 930. 962	758	193, 995, 669	747	191, 180, 428	83. 85
日本	証券	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資 家向け)	235, 895	1. 0505	247, 807	1. 0511	247, 949	0.11

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.11
投資証券	83. 85
合計	83. 96

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

#821		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
期別		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 特定期間末 (2016 年 10	月 21 日)	16	16	1. 0252	1. 0272
第 2 特定期間末 (2017 年 4	月 21 日)	17	17	1. 0050	1.0110
第 3 特定期間末 (2017 年 10	月 23 日)	19	19	1. 0138	1. 0198
第 4 特定期間末 (2018 年 4	月 23 日)	25	25	0. 9818	0. 9878
第 5 特定期間末 (2018 年 10	月 22 日)	19	19	0. 9536	0. 9596
第 6 特定期間末 (2019 年 4	月 22 日)	8	9	0. 9831	0. 9891
第7特定期間末 (2019年10	月 21 日)	12	12	1. 0312	1. 0372
第 8 特定期間末 (2020 年 4	月 21 日)	35	35	1. 0316	1. 0376
第 9 特定期間末 (2020 年 10	月 21 日)	45	46	1. 0793	1. 0853
第 10 特定期間末 (2021 年 4	月 21 日)	53	53	1. 0681	1. 0741
第 11 特定期間末 (2021 年 10	月 21 日)	44	44	1. 0749	1. 0809
第 12 特定期間末 (2022 年 4	月 21 日)	36	37	0. 9509	0. 9569
第 13 特定期間末 (2022 年 10	月 21 日)	35	35	0.8461	0. 8521
第 14 特定期間末 (2023 年 4	月 21 目)	354	355	0. 8953	0. 9013
第 15 特定期間末 (2023 年 10	月 23 日)	237	239	0.8204	0.8264
第 16 特定期間末 (2024 年 4	月 22 目)	231	233	0. 8467	0. 8527
第 17 特定期間末 (2024 年 10	月 21 日)	231	232	0.8698	0. 8758
2023 年	10 月末日	237	_	0. 8233	_
	11月末日	249	_	0.8622	_
	12月末日	284	_	0.8881	_
2024 €	F1月末日	279	_	0. 8793	_
	2月末日	245		0.8644	_
	3月末日	237		0.8688	_
	4月末日	226		0.8465	_
	5月末日	227	_	0.8502	_
	6月末日	225	_	0.8586	_
	7月末日	214	_	0.8630	_
	8月末日	231	_	0.8750	
	9月末日	233	_	0. 8832	
	10 月末日	227	_	0. 8579	

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2016年 5月 10日~2016年 10月 21日	0.0020
第2特定期間	2016年10月22日~2017年4月21日	0.0060
第3特定期間	2017年4月22日~2017年10月23日	0.0060
第4特定期間	2017年10月24日~2018年4月23日	0.0060
第5特定期間	2018年 4月24日~2018年10月22日	0.0060
第6特定期間	2018年10月23日~2019年4月22日	0.0060
第7特定期間	2019年4月23日~2019年10月21日	0.0060
第8特定期間	2019年10月22日~2020年4月21日	0.0060
第9特定期間	2020年4月22日~2020年10月21日	0.0060
第 10 特定期間	2020年10月22日~2021年4月21日	0.0060
第 11 特定期間	2021年4月22日~2021年10月21日	0.0060
第 12 特定期間	2021年10月22日~2022年4月21日	0.0060
第 13 特定期間	2022年4月22日~2022年10月21日	0.0060
第 14 特定期間	2022年10月22日~2023年4月21日	0.0060
第 15 特定期間	2023年4月22日~2023年10月23日	0.0060
第 16 特定期間	2023年10月24日~2024年4月22日	0.0060
第 17 特定期間	2024年4月23日~2024年10月21日	0.0060

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2016年 5月 10日~2016年 10月 21日	2. 7
第2特定期間	2016年10月22日~2017年4月21日	△1. 4
第3特定期間	2017年4月22日~2017年10月23日	1. 5
第4特定期間	2017年10月24日~2018年4月23日	△2. 6
第5特定期間	2018年4月24日~2018年10月22日	△2. 3
第6特定期間	2018年10月23日~2019年4月22日	3. 7
第7特定期間	2019年4月23日~2019年10月21日	5. 5
第8特定期間	2019年10月22日~2020年4月21日	0.6
第9特定期間	2020年4月22日~2020年10月21日	5. 2
第 10 特定期間	2020年10月22日~2021年4月21日	△0. 5
第 11 特定期間	2021年4月22日~2021年10月21日	1. 2
第 12 特定期間	2021年10月22日~2022年4月21日	△11.0
第 13 特定期間	2022年4月22日~2022年10月21日	△10. 4
第 14 特定期間	2022年10月22日~2023年4月21日	6. 5
第 15 特定期間	2023年4月22日~2023年10月23日	△7. 7
第 16 特定期間	2023年10月24日~2024年4月22日	3. 9
第 17 特定期間	2024年4月23日~2024年10月21日	3. 4

⁽注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	2016年 5月10日~2016年10月21日	18, 041, 376	2, 166, 162
第2特定期間	2016年10月22日~2017年4月21日	1, 182, 428	19, 722
第3特定期間	2017年4月22日~2017年10月23日	5, 518, 041	3, 525, 817
第4特定期間	2017年10月24日~2018年4月23日	7, 485, 316	294, 020
第5特定期間	2018年4月24日~2018年10月22日	60, 198	5, 831, 198
第6特定期間	2018年10月23日~2019年4月22日	8, 732	11, 355, 014
第7特定期間	2019年4月23日~2019年10月21日	9, 747, 285	6, 814, 240
第8特定期間	2019年10月22日~2020年4月21日	32, 001, 758	10, 089, 113
第9特定期間	2020年4月22日~2020年10月21日	18, 685, 901	10, 105, 544
第 10 特定期間	2020年10月22日~2021年4月21日	8, 460, 903	892, 654
第 11 特定期間	2021年4月22日~2021年10月21日	2, 808, 308	11, 740, 788
第 12 特定期間	2021年10月22日~2022年4月21日	1, 321, 578	3, 587, 892
第13特定期間	2022年4月22日~2022年10月21日	4, 339, 917	1, 576, 027
第 14 特定期間	2022年10月22日~2023年4月21日	379, 291, 809	25, 179, 477
第 15 特定期間	2023年4月22日~2023年10月23日	19, 759, 214	126, 613, 168
第 16 特定期間	2023年10月24日~2024年4月22日	44, 231, 370	59, 935, 407
第 17 特定期間	2024年4月23日~2024年10月21日	23, 181, 676	30, 619, 729

⁽注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付 (年2回決算型)】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	6, 672, 868	0.05
投資証券	ルクセンブルク	12, 551, 756, 380	97. 22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	351, 832, 082	2. 73
合計(純資産総額)	12, 910, 261, 330	100.00	

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセン ブルク		イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラスJJDM(hedged)		757. 89	12, 734, 862, 309	747	12, 551, 756, 380	97. 22
日本	証券	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)	6, 348, 462	1.0505	6, 669, 059	1. 0511	6, 672, 868	0.05

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.05
投資証券	97. 22
合計	97. 27

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末	(2016年10月21日)	222	222	1. 0258	1. 0258
第2計算期間末	(2017年4月21日)	219	219	1. 0109	1. 0109
第3計算期間末	(2017年10月23日)	131	131	1. 0261	1. 0261
第4計算期間末	(2018年4月23日)	116	116	0. 9994	0. 9994
第5計算期間末	(2018年10月22日)	106	106	0. 9767	0. 9767
第6計算期間末	(2019年4月22日)	91	91	1. 0176	1. 0176
第7計算期間末	(2019年10月21日)	66	66	1. 0684	1. 0684
第8計算期間末	(2020年4月21日)	77	77	1. 0708	1.0708
第9計算期間末	(2020年10月21日)	358	358	1. 1241	1. 1241
第10計算期間末	(2021年4月21日)	862	862	1. 1183	1. 1183
第 11 計算期間末	(2021年10月21日)	1,887	1, 887	1. 1315	1. 1315
第 12 計算期間末	(2022年4月21日)	2, 371	2, 371	1. 0016	1. 0016
第13計算期間末	(2022年10月21日)	2, 649	2, 649	0.8942	0.8942
第 14 計算期間末	(2023年4月21日)	6, 128	6, 128	0. 9571	0. 9571
第 15 計算期間末	(2023年10月23日)	6, 684	6, 684	0.8795	0. 8795
第 16 計算期間末	(2024年4月22日)	10, 181	10, 181	0. 9180	0. 9180
第 17 計算期間末	(2024年10月21日)	12, 945	12, 945	0. 9517	0. 9517
	2023年10月末日	6, 682	_	0. 8829	_
	11 月末日	6, 958	_	0. 9287	_
	12 月末日	7, 274	_	0. 9600	_
	2024年 1月末日	8, 363		0. 9513	_
	2月末日	9, 139	_	0. 9354	_
	3月末日	10, 192	_	0. 9418	_
	4月末日	10, 307	_	0. 9178	_
	5月末日	10, 616	_	0. 9231	_
	6月末日	10, 944	_	0. 9337	_
	7月末日	11, 506	_	0. 9402	_
	8月末日	12, 103	_	0. 9552	_
	9月末日	12, 810	_	0. 9658	_
	10 月末日	12, 910	_	0. 9381	_

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2016年 5月 10日~2016年 10月 21日	0.0000
第2期	2016年10月22日~2017年4月21日	0.0000
第3期	2017年 4月22日~2017年10月23日	0.0000
第4期	2017年10月24日~2018年4月23日	0.0000
第 5 期	2018年 4月24日~2018年10月22日	0.0000
第6期	2018年10月23日~2019年4月22日	0.0000
第7期	2019年 4月23日~2019年10月21日	0.0000
第8期	2019年10月22日~2020年4月21日	0.0000
第9期	2020年 4月22日~2020年10月21日	0.0000
第 10 期	2020年10月22日~2021年4月21日	0.0000
第11期	2021年4月22日~2021年10月21日	0.0000
第 12 期	2021年10月22日~2022年4月21日	0.0000
第 13 期	2022年4月22日~2022年10月21日	0.0000
第 14 期	2022年10月22日~2023年4月21日	0.0000
第 15 期	2023年4月22日~2023年10月23日	0.0000
第 16 期	2023年10月24日~2024年4月22日	0.0000
第 17 期	2024年4月23日~2024年10月21日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2016年 5月 10日~2016年 10月 21日	2. 6
第2期	2016年10月22日~2017年4月21日	△1.5
第3期	2017年4月22日~2017年10月23日	1. 5
第4期	2017年10月24日~2018年4月23日	△2. 6
第 5 期	2018年4月24日~2018年10月22日	△2. 3
第6期	2018年10月23日~2019年4月22日	4. 2
第7期	2019年4月23日~2019年10月21日	5. 0
第8期	2019年10月22日~2020年4月21日	0. 2
第9期	2020年4月22日~2020年10月21日	5. 0
第 10 期	2020年10月22日~2021年4月21日	△0. 5
第11期	2021年4月22日~2021年10月21日	1. 2
第 12 期	2021年10月22日~2022年4月21日	△11.5
第 13 期	2022年4月22日~2022年10月21日	△10. 7
第 14 期	2022年10月22日~2023年4月21日	7. 0
第 15 期	2023年4月22日~2023年10月23日	△8. 1
第 16 期	2023年10月24日~2024年4月22日	4. 4
第 17 期	2024年4月23日~2024年10月21日	3. 7

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2016年 5月10日~2016年10月21日	217, 651, 033	494, 810
第2期	2016年10月22日~2017年4月21日	62, 754, 227	62, 946, 896
第3期	2017年4月22日~2017年10月23日	2, 399, 987	91, 506, 551
第4期	2017年10月24日~2018年4月23日	48, 439, 803	60, 122, 592
第5期	2018年4月24日~2018年10月22日	219, 285	7, 856, 442
第6期	2018年10月23日~2019年4月22日	4, 070, 830	22, 880, 507
第7期	2019年4月23日~2019年10月21日	21, 087, 640	48, 866, 323
第8期	2019年10月22日~2020年4月21日	99, 300, 509	88, 710, 168
第9期	2020年4月22日~2020年10月21日	258, 352, 757	12, 045, 595
第 10 期	2020年10月22日~2021年4月21日	497, 013, 764	44, 750, 916
第 11 期	2021年4月22日~2021年10月21日	931, 953, 942	35, 285, 471
第 12 期	2021年10月22日~2022年4月21日	763, 983, 913	64, 098, 421
第 13 期	2022年4月22日~2022年10月21日	678, 744, 949	83, 324, 982
第 14 期	2022年10月22日~2023年4月21日	3, 559, 281, 457	119, 032, 501
第 15 期	2023年4月22日~2023年10月23日	2, 304, 202, 088	1, 106, 902, 760
第 16 期	2023年10月24日~2024年4月22日	4, 390, 385, 949	899, 051, 537
第 17 期	2024年4月23日~2024年10月21日	3, 952, 663, 655	1, 441, 772, 580

⁽注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

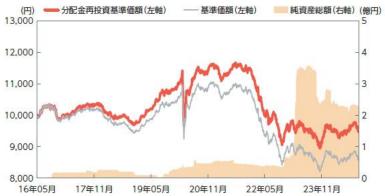
≪参考情報≫

運用実績

■基準価額・純資産の推移

<毎月決算型>

設定日(2016年5月10日)~2024年10月31日



- ※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
- ※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

2024年10月31日現在

基準価額	8,579円
純資産総額	2.3億円

■分配の推移

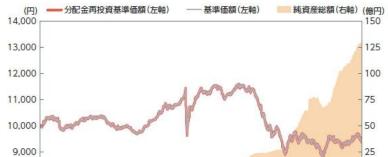
(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2024年10月	10円
2024年 9月	10円
2024年 8月	10円
2024年 7月	10円
2024年 6月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	980円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わな いことがあります。

■基準価額・純資産の推移

<年2回決算型>



9,000 -				V	and my
8.000				at a	I i
16年05月	17年11月	19年05月	20年11月	22年05月	23年11月

0

設定日(2016年5月10日)~2024年10月31日

- ※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
- ※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

基準価額	9,381円
純資産総額	129.1億円

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2024年10月	0円
2024年 4月	0円
2023年10月	0円
2023年 4月	0円
2022年10月	0円
設定来累計	0円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わな いことがあります。

■主要な資産の状況

<毎月決算型>

資産の種類	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラスJim(hedged)	83.9
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	0.1
現金・その他	16.0

<年2回決算型>

資産の種類	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラスJibm(hedged)	97.2
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	0.1
現金・その他	2.7

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

「イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
社債	94.1
国債	4.9
政府機関債	0.0
その他証券	0.0
現金・その他	1.0

※比率は、「イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド」の純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

※その他証券にはABS(資産担保証券)等が含まれます。現金・その他には先物等が含まれることがあります。

組入上位10銘柄

	錦柄名	業種	利率(%)	償還日	比率(%)
1	米国債	国債	3.750	2026/08/31	2.5
2	米国債	国債	4.125	2044/08/15	1.1
3	コアブリッジ・グローバル・ファンディング	保険	4.650	2027/08/20	0.8
4	ロイヤル・バンク・オブ・カナダ	銀行	4.522	2028/10/18	0.7
5	ロイヤル・バンク・オブ・カナダ゛	銀行	4.969	2030/08/02	0.7
6	AT&T	通信	2.250	2032/02/01	0.7
7	クエスト・ダイアグノスティクス	ヘルスケア	4.625	2029/12/15	0.6
8	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	銀行	5.336	2035/01/23	0.6
9	ドイツ復興金融公庫	政府保証債	5.000	2026/03/16	0.6
10	モルガン・スタンレー	金融	5.164	2029/04/20	0.6

※比率は、「イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド」の組入債券評価額の合計を100%として計算しています。
※業種は、ICE BofAの業種区分に準じて表示しています(一部当社の判断に基づく分類を採用)。

※銘柄名は、当社が翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

※償還日に「一」と表示されている銘柄は償還期限の定めのない永久債です。

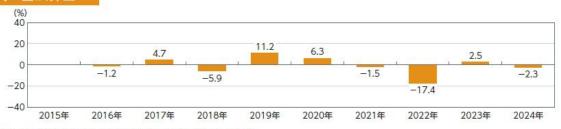
■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。

<毎月決算型>



<年2回決算型>



- ※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
- ※2016年は、設定時から12月末までの収益率です。
- ※2024年は、10月末までの収益率です。
 - ※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
 - ※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

※販売会社によっては、「毎月決算型」および「年2回決算型」の間でスイッチングを取扱う場合があります。 また、販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会 社にお問合せください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>と<分配金受取りコース(一般コース)>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース(一般コース)>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

- (3) スイッチング
 - ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、 売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
 - ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
- (4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込み(スイッチングを 含みます。)の受付けは行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
- ・ルクセンブルグの銀行休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ニューヨークの銀行休業日

なお、上記以外に委託者の判断により、購入申込受付不可日とする場合があります。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間 終了日の基準価額とします。

(8) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所**における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すこと、またはその両方を行うことができます。

※金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求(スイッチングを含みます。)の受付けは行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
- ・ルクセンブルグの銀行休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ニューヨークの銀行休業日

なお、上記以外に委託者の判断により、換金申込受付不可日とする場合があります。

(4) 解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。

(5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

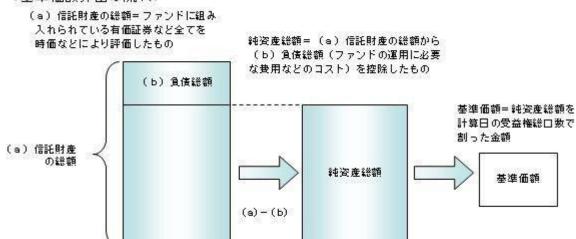
- (9) 受付の中止および取消
 - ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、 解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付けを中止すること、すでに受付けた解約請求の受付 けを取り消すこと、またはその両方を行うことができます。
 - ・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。 ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日 (この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることがで きる日とします。) に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額の算出
 - ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
 - ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。 <主な資産の評価方法>
 - ◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2016年5月10日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

<イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(毎月決算型)>

毎月22日から翌月21日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

<イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(年2回決算型)>

毎年4月22日から10月21日までおよび10月22日から翌年4月21日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

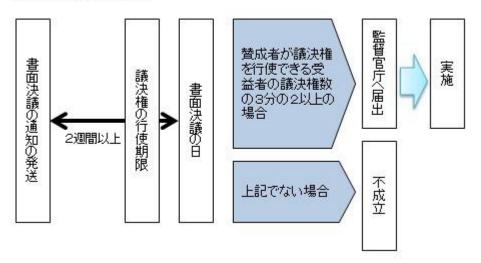
(5)【その他】

- ① 信託の終了(繰上償還)
 - 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 各ファンドの信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
 - ロ)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
 - 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
 - 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったとき
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - 二) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき (監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)
 - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
 - ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌 営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
 - ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更など
 - 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と 合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といい ます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および 内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。) については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
 - 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合 の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



- ⑤ 公告
 - 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
 - ・委託会社は、年2回(4月、10月)および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
 - ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。
 - ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/
- ⑦ 関係法人との契約について
 - 販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
 - 受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金·償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
 - 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
 - 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(毎月決算型)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年4月23日から2024年10月21日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(年2回決算型)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間 (2024 年 4 月 23 日から 2024 年 10 月 21 日まで)の財務諸表について PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年12月27日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 髙見 昂平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(毎月決算型)の 2024 年 4 月 23 日から 2024 年 10 月 21 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(毎月決算型)の 2024 年 10 月 21 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定 により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1【財務諸表】

【イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付 (毎月決算型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	前特定期間 (2024 年 4 月 22 日現在)	当特定期間 (2024 年 10 月 21 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16, 816, 878	17, 154, 903
投資信託受益証券	248, 255	247, 807
投資証券	214, 775, 018	214, 290, 180
未収利息	4	51
流動資産合計	231, 840, 155	231, 692, 941
資産合計	231, 840, 155	231, 692, 941
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	273, 217	265, 779
未払解約金	46	31, 400
未払受託者報酬	6, 804	5, 663
未払委託者報酬	136, 046	113, 269
その他未払費用	94, 811	92, 531
流動負債合計	510, 924	508, 642
負債合計	510, 924	508, 642
純資産の部		
元本等		
元本	273, 217, 891	265, 779, 838
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△41, 888, 660	$\triangle 34, 595, 539$
(分配準備積立金)	6, 249, 143	8, 203, 416
元本等合計	231, 329, 231	231, 184, 299
純資産合計	231, 329, 231	231, 184, 299
負債純資産合計	231, 840, 155	231, 692, 941

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円) 当特定期間 前特定期間 自 2023年10月24日 自 2024年4月23日 至 2024年4月22日 至 2024年10月21日 営業収益 受取配当金 5, 597, 921 4, 952, 785 受取利息 108 4,948 有価証券売買等損益 5, 086, 945 3, 561, 929 営業収益合計 10,684,974 8, 519, 662 営業費用 支払利息 9,534 受託者報酬 41, 409 37, 567 委託者報酬 828,077 751, 309 その他費用 95, 225 92, 531 営業費用合計 974, 245 881, 407 営業利益又は営業損失 (△) 9,710,729 7,638,255 経常利益又は経常損失 (△) 9, 710, 729 7, 638, 255 当期純利益又は当期純損失(△) 9,710,729 7,638,255 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 134,850 21,844 約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) 期首剰余金又は期首欠損金 (△) △41, 888, 660 $\triangle 51,893,699$ 剰余金増加額又は欠損金減少額 7,633,299 4, 302, 687 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 7, 633, 299 4, 302, 687 少額 剰余金減少額又は欠損金増加額 5, 465, 430 3,040,421 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 5, 465, 430 3, 040, 421 加額 1, 738, 709 1, 585, 556 分配金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △41, 888, 660 △34, 595, 539

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当特定期間 自 2024年4月23日 至 2024年10月21日
	投資信託受益証券及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券及び投資証券の基準 価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(主人) (1) (1) (1) (1)	
前特定期間	当特定期間
自 2023年10月24日	自 2024 年 4 月 23 日
至 2024年4月22日	至 2024年10月21日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積 りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ	1
すリスクは識別していないため、注記を省略しております。	

(貸借対照表に関する注記)

	区分	前特定期間 (2024 年 4 月 22 日現在)	当特定期間 (2024 年 10 月 21 日現在)
1.	元本の推移		
	期首元本額	288, 921, 928 円	273, 217, 891 円
	期中追加設定元本額	44, 231, 370 円	23, 181, 676 円
	期中一部解約元本額	59, 935, 407 円	30, 619, 729 円
2.	特定期間末日における受益権の総数	273, 217, 891 □	265, 779, 838 □
3.	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す る額		
	元本の欠損	41,888,660円	34, 595, 539 円
4.	1口当たり純資産額	0.8467 円	0.8698 円
	(1万口当たり純資産額)	(8, 467 円)	(8,698円)

(1)5-	金及い利宗金計算書に関する注記				
	前特定期間 自 2023 年 10 月 24 日			当特定期間 自 2024 年 4 月 23 日	
	自 2023年10月24日 至 2024年4月22日			自 2024年4月23日 至 2024年10月21日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	第 90 期			第 96 期	
	2023年10月24日			2024年4月23日	
	2023年11月21日			2024年5月21日	
A	費用控除後の配当等収益額	907, 323 円	A	費用控除後の配当等収益額	806, 085 円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	0円		費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	0円
С	収益調整金額	47, 235, 195 円	С	収益調整金額	44, 491, 482 円
D	分配準備積立金額	4, 380, 148 円		分配準備積立金額	6, 119, 490 円
Е	当ファンドの分配対象収益額	52, 522, 666 円		当ファンドの分配対象収益額	51, 417, 057 円
F	当ファンドの期末残存口数	289, 062, 330 □		当ファンドの期末残存口数	267, 615, 024 \square
G	10,000 口当たり収益分配対象額	1,816円		10,000 口当たり収益分配対象額	1,921円
Н	10,000 口当たり分配金額	10 円		10,000 口当たり分配金額	10 円
Ι	収益分配金金額	289, 062 円		収益分配金金額	267, 615 円
	第 91 期	,,		第 97 期	
	2023年11月22日			2024年5月22日	
	2023年12月21日			2024年6月21日	
A	費用控除後の配当等収益額	853, 283 円	A	費用控除後の配当等収益額	757, 629 円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	0 円		費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	0円
С	収益調整金額	51,661,886円	С	収益調整金額	43, 846, 841 円
D	分配準備積立金額	4, 994, 207 円	D	分配準備積立金額	6, 525, 954 円
Е	当ファンドの分配対象収益額	57, 509, 376 円	Е	当ファンドの分配対象収益額	51, 130, 424 円
F	当ファンドの期末残存口数	313, 192, 311 □	F	当ファンドの期末残存口数	263, 533, 540 □
G	10,000 口当たり収益分配対象額	1,836円	G	10,000 口当たり収益分配対象額	1,940 円
Н	10,000 口当たり分配金額	10 円	Н	10,000 口当たり分配金額	10 円
Ι	収益分配金金額	313, 192 円	Ι	収益分配金金額	263, 533 円
	第 92 期			第 98 期	
	2023年12月22日			2024年6月22日	
	2024年1月22日			2024年7月22日	
A	費用控除後の配当等収益額	812, 987 円	A	費用控除後の配当等収益額	612,754 円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	0 円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	0 円
С	収益調整金額	52, 488, 768 円	С	収益調整金額	42, 741, 065 円
D	分配準備積立金額	5, 470, 395 円	D	分配準備積立金額	6,837,235 円
Е	当ファンドの分配対象収益額	58, 772, 150 円	Е	当ファンドの分配対象収益額	50, 191, 054 円
F	当ファンドの期末残存口数	317, 361, 232 □	F	当ファンドの期末残存口数	256, 854, 960 □
G	10,000 口当たり収益分配対象額	1,851円	G	10,000 口当たり収益分配対象額	1,954 円
Н	10,000 口当たり分配金額	10 円		10,000 口当たり分配金額	10 円
Ι	収益分配金金額 第 93 期	317, 361 円	Ι	収益分配金金額 第 99 期	256, 854 円
	2024年1月23日			2024年7月23日	
	2024年2月21日			2024年8月21日	
A	費用控除後の配当等収益額	701, 432 円	A	費用控除後の配当等収益額	733, 228 円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	0 円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	0円
С	収益調整金額	45, 095, 824 円	С	収益調整金額	45, 028, 715 円
D	分配準備積立金額	5, 124, 114 円	D	分配準備積立金額	6, 911, 951 円
Е	当ファンドの分配対象収益額	50, 921, 370 円	Е	当ファンドの分配対象収益額	52, 673, 894 円
F	当ファンドの期末残存口数	272, 651, 742 □	F	当ファンドの期末残存口数	266, 927, 066 □
G	10,000 口当たり収益分配対象額	1,867円	G	10,000 口当たり収益分配対象額	1,973円

		i			i
Н	10,000 口当たり分配金額	10 円	Н	10,000 口当たり分配金額	10 円
I	収益分配金金額	272,651 円	Ι	収益分配金金額	266, 927 円
	第 94 期			第 100 期	
	2024年2月22日			2024年8月22日	
	2024年3月21日			2024年9月24日	
A	費用控除後の配当等収益額	657, 732 円	A	費用控除後の配当等収益額	789, 667 円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	0 円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券等損益額	0円
С	収益調整金額	45, 421, 772 円	С	収益調整金額	44, 683, 763 円
D	分配準備積立金額	5, 335, 426 円	D	分配準備積立金額	7, 315, 514 円
Е	当ファンドの分配対象収益額	51, 414, 930 円	Е	当ファンドの分配対象収益額	52, 788, 944 円
F	当ファンドの期末残存口数	273, 226, 961 □	F	当ファンドの期末残存口数	264, 848, 010 □
G	10,000 口当たり収益分配対象額	1,881円	G	10,000 口当たり収益分配対象額	1,993 円
Н	10,000 口当たり分配金額	10 円	Н	10,000 口当たり分配金額	10 円
Ι	収益分配金金額	273, 226 円	Ι	収益分配金金額	264, 848 円
	第 95 期			第 101 期	
	2024年3月22日			2024年9月25日	
	2024年4月22日			2024年10月21日	
A	費用控除後の配当等収益額	803,614 円	A	費用控除後の配当等収益額	642,620 円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0 円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0 円
	の有価証券等損益額			の有価証券等損益額	
С	収益調整金額	45, 421, 322 円	C	収益調整金額	44, 885, 941 円
D	分配準備積立金額	5, 718, 746 円	D	分配準備積立金額	7,826,575 円
Е	当ファンドの分配対象収益額	51, 943, 682 円	Е	当ファンドの分配対象収益額	53, 355, 136 円
F	当ファンドの期末残存口数	273, 217, 891 □	F	当ファンドの期末残存口数	265, 779, 838 □
G	10,000 口当たり収益分配対象額	1,901 円	G	10,000 口当たり収益分配対象額	2,007 円
Н	10,000 口当たり分配金額	10 円	Н	10,000 口当たり分配金額	10 円
Ι	収益分配金金額	273, 217 円	Ι	収益分配金金額	265, 779 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

前特定期間	当特定期間
自 2023 年 10 月 24 日	自 2024 年 4 月 23 日
至 2024年4月22日	至 2024年10月21日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2	条 同左
第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定め	る
運用の基本方針に従う方針です。	
また、有価証券等の金融商品は投資として運用するこ	ا ح
を目的としております。	
2. 金融商品の内容及びそのリスク	2. 金融商品の内容及びそのリスク
当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・	ロ 同左
ーン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券は「(重要な会計方針)	
係る事項に関する注記)」に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変	動
リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リス	
に晒されております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関す	る 同左
委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンス	の
分析及び運用リスクの管理を行なっております。	
①市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把	握
し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております	0
②信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等	に
関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応	U
た組入制限等の管理を行なっております。	
③流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し	N .
取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

Щ	立 間 付 回 で 対 回 守 に 関 り 〇 手 点	
	前特定期間 (2024 年 4 月 22 日現在)	当特定期間 (2024 年 10 月 21 日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価 されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあ りません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
	時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

≨€ AE	前特定期間 (2024 年 4 月 22 日現在)	当特定期間 (2024年10月21日現在)	
種類	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	△944	△661	
投資証券	△5, 758, 157	△3, 379, 144	
合計	$\triangle 5,759,101$ $\triangle 3,37$		

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

- 1. 有価証券明細表
 - (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(2024年10月21日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)	235, 895	247, 807	
投資信託受益証	券 合 計	235, 895	247, 807	
投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラス J」DM (hedged)	282, 704. 724	214, 290, 180	
投資証券 合 計		282, 704. 724	214, 290, 180	
	合 計	518, 599. 724	214, 537, 987	

- (注)券面総額欄の数値は口数を表示しております。
- 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月27日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 髙見 昂平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(年 2 回決算型)の 2024 年 4 月 23 日から 2024 年 10 月 21 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(年2回決算型)の 2024 年 10 月 21 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定 により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付 (年2回決算型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 16 期 (2024 年 4 月 22 日現在)	第 17 期 (2024 年 10 月 21 日現在)
資産の部	(2021 17) 22 H 701127	(2021 10), 21 H (90)11)
流動資産		
コール・ローン	408, 982, 720	447, 924, 040
投資信託受益証券	5, 278, 014	6, 669, 059
投資証券	9, 918, 538, 914	12, 582, 862, 309
未収利息	112	1, 349
流動資産合計	10, 332, 799, 760	13, 037, 456, 757
資産合計	10, 332, 799, 760	13, 037, 456, 757
負債の部		
流動負債		
未払金	15, 000, 000	27, 000, 000
未払解約金	106, 329, 932	23, 632, 450
未払受託者報酬	1, 347, 294	1, 891, 872
未払委託者報酬	26, 945, 832	37, 837, 347
その他未払費用	1, 196, 915	1, 234, 006
流動負債合計	150, 819, 973	91, 595, 675
負債合計	150, 819, 973	91, 595, 675
純資産の部		
元本等		
元本	11, 091, 965, 661	13, 602, 856, 736
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△909, 985, 874	△656, 995, 654
(分配準備積立金)	375, 596, 544	559, 523, 657
元本等合計	10, 181, 979, 787	12, 945, 861, 082
純資産合計	10, 181, 979, 787	12, 945, 861, 082
負債純資産合計	10, 332, 799, 760	13, 037, 456, 757

(2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自 至	第 16 期 2023 年 10 月 24 日 2024 年 4 月 22 日	自 至	第 17 期 2024 年 4 月 23 日 2024 年 10 月 21 日
営業収益				
受取配当金		189, 435, 829		261, 657, 617
受取利息		2, 781		110, 495
有価証券売買等損益		39, 373, 698		169, 656, 823
営業収益合計		228, 812, 308		431, 424, 935
営業費用				
支払利息		110, 035		-
受託者報酬		1, 347, 294		1, 891, 872
委託者報酬		26, 945, 832		37, 837, 347
その他費用		1, 201, 319		1, 234, 006
営業費用合計		29, 604, 480		40, 963, 225
営業利益又は営業損失 (△)		199, 207, 828		390, 461, 710
経常利益又は経常損失 (△)		199, 207, 828		390, 461, 710
当期純利益又は当期純損失 (△)		199, 207, 828		390, 461, 710
ー部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		34, 326, 795		24, 896, 174
期首剰余金又は期首欠損金(△)		$\triangle 915, 737, 905$		$\triangle 909, 985, 874$
剰余金増加額又は欠損金減少額		96, 958, 307		115, 940, 967
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		96, 958, 307		115, 940, 967
剰余金減少額又は欠損金増加額		256, 087, 309		228, 516, 283
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		256, 087, 309		228, 516, 283
分配金				_
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△909, 985, 874		$\triangle 656, 995, 654$

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 17 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
	投資信託受益証券及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券及び投資証券の基準 価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(五次 6) 月 月 一 7 1 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1	
第 16 期	第 17 期
自 2023年10月24日	自 2024年4月23日
至 2024年4月22日	至 2024年10月21日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積 りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ	1 1
すリスクは識別していないため、注記を省略しております。	

(貸借対照表に関する注記)

	区分	第 16 期 (2024 年 4 月 22 日現在)	第 17 期 (2024 年 10 月 21 日現在)
1.	元本の推移		
	期首元本額	7,600,631,249 円	11, 091, 965, 661 円
	期中追加設定元本額	4, 390, 385, 949 円	3, 952, 663, 655 円
	期中一部解約元本額	899, 051, 537 円	1,441,772,580円
2.	計算期間末日における受益権の総数	11, 091, 965, 661 □	13, 602, 856, 736 □
3.	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す る額		
	元本の欠損	909, 985, 874 円	656, 995, 654 円
4.	1口当たり純資産額	0.9180 円	0.9517 円
	(1万口当たり純資産額)	(9, 180 円)	(9,517円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第16期			第 17 期	
	自 2023年10月24日	3		自 2024年4月23日	日
	至 2024年4月22日	1		至 2024年10月21	目
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額	153, 623, 744 円	A	費用控除後の配当等収益額	227, 148, 071 円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0 円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0 円
	の有価証券等損益額			の有価証券等損益額	
С	収益調整金額	2,053,064,295円	С	収益調整金額	2,682,348,584 円
D	分配準備積立金額	221, 972, 800 円	D	分配準備積立金額	332, 375, 586 円
Е	当ファンドの分配対象収益額	2, 428, 660, 839 円	Е	当ファンドの分配対象収益額	3, 241, 872, 241 円
F	当ファンドの期末残存口数	11, 091, 965, 661 □	F	当ファンドの期末残存口数	13, 602, 856, 736 $\ \Box$
G	10,000 口当たり収益分配対象額	2, 189 円	G	10,000 口当たり収益分配対象額	2,383 円
Н	10,000 口当たり分配金額	0 円	Н	10,000 口当たり分配金額	0 円
Ι	収益分配金金額	0 円	Ι	収益分配金金額	0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 16 期 自 2023 年 10 月 24 日		第 17 期 自 2024 年 4 月 23 日
	至 2024年4月22日		至 2024年10月21日
1.	金融商品に対する取組方針	1.	金融商品に対する取組方針
	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。		同左
2.	金融商品の内容及びそのリスク	2.	金融商品の内容及びそのリスク
	当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「(重要な会計方針に		同左
	係る事項に関する注記)」に記載しております。		
	これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動		
	リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク に晒されております。		
3.	金融商品に係るリスク管理体制	3.	金融商品に係るリスク管理体制
	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する		同左
	委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの		
	分析及び運用リスクの管理を行なっております。		
(1)市場リスクの管理		
	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。		
2)信用リスクの管理		
	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に		
	関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じ た組入制限等の管理を行なっております。		
(3	流動性リスクの管理		
	流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、 取引量や組入比率等の管理を行なっております。		

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

щ	立即向田の村間寺に関する事項	
	第 16 期 (2024 年 4 月 22 日現在)	第 17 期 (2024 年 10 月 21 日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価 されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあ りません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
	時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ジュール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 16 期 (2024 年 4 月 22 日現在)	第 17 期 (2024 年 10 月 21 日現在)	
7里大只	当計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券	△11,768	△8, 955	
投資証券	36, 828, 583	169, 665, 778	
合計	36, 816, 815	169, 656, 823	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

- 1. 有価証券明細表
 - (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(2024年10月21日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)	6, 348, 462	6, 669, 059	
投資信託受益証	券 合 計	6, 348, 462	6, 669, 059	
投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラス J」рм (hedged)	16, 600, 082. 202	12, 582, 862, 309	
投資証券 合 計		16, 600, 082. 202	12, 582, 862, 309	
	合 計	22, 948, 544. 202	12, 589, 531, 368	

- (注)券面総額欄の数値は口数を表示しております。
- 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンドクラス J_{JDM} (hedged)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は同投資証券です。

なお、同投資証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同受益証券です。 なお、同受益証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンドの状況

同投資証券はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、2023 年 12 月 31 日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「純資産計算書」「損益計算書及び純資産変動計算書」及び「投資有価証券明細表」は、委託会社が入手した 2023 年 12 月 31 日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。なお、当該財務書類は「イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラス J_{JDM} (hedged)」を含んだものとなります。

	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	396, 604, 447
未実現評価益(損)	(10, 145, 802)
投資有価証券評価額	386, 458, 645
銀行預金	166, 514
投資証券発行未収入金	5, 394, 999
未収配当金及び未収利息	4, 357, 087
先物取引に係る未実現評価益	19, 766
外国為替先渡取引に係る未実現評価益	1, 139, 589
その他資産	1,841
資産合計	397, 538, 441
負債	
銀行借入金	1, 365, 717
投資証券未払解約金	253, 360
クレジット・デフォルト・スワップに係る未実現評価損	98, 741
未払運用報酬	57, 857
未払運営費用及び未払サービス費用	38, 147
未払販売会社報酬	1, 413
負債合計	1, 815, 235
希薄化前純資産	395, 723, 206
希薄化による調整	-
希薄化後純資産	395, 723, 206
発行済クラス J _{J DM} (hedged)投資証券口数	9, 304, 756. 362
クラス J J DM (hedged) 投資証券1口当たり純資産価格	JPY 790

2023 年 12 月 31 日に終了した事業年度	米ドル
期首純資産	316, 426, 271
収益	
債券利息	16, 055, 080
短期金融市場預金利息	193, 911
預金利息	14, 906
収益合計	16, 263, 897
費用	
運用報酬	586, 649
運営費用及びサービス費用	427, 260
販売会社報酬	10, 760
スワップに係る利息	88, 375
その他費用	13, 826
費用合計	1, 126, 870
純投資収益 (損)	15, 137, 027
投資有価証券の売却に係る実現純利益(損)	(14, 372, 880)
先物取引に係る実現純利益(損)	(627, 634)
外国為替先渡取引に係る実現純利益(損)	(6, 488, 536)
クレジット・デフォルト・スワップに係る実現純利益(損)	70, 081
外国為替に係る実現純利益(損)	(98, 129)
実現純利益 (損)	(21, 517, 098)
投資有価証券に係る未実現評価益(損)の変動額	32, 040, 700
先物取引に係る未実現評価益(損)の変動額	36, 316
外国為替先渡取引に係る未実現評価益(損)の変動額	214, 278
クレジット・デフォルト・スワップに係る未実現評価益(損)の変動 額	(3, 220)
外国為替に係る未実現評価益(損)の変動額	(11, 641)
未実現評価益(損)の純変動額	32, 276, 433
運用による純資産の純増加額(減少額)	25, 896, 362
資本金の変動	
投資証券の発行	203, 045, 499
投資証券の解約	(141, 016, 107)
配当金及び分配金	
当期の配当金及び分配金	(8, 628, 819)
当期の純資産の変動額	79, 296, 935
期末純資産	395, 723, 206

銘柄	数量	通貨	評価金額	対純資産 比率(%)
投資信託証券				
reland				
BNY Mellon U.S. Dollar Liquidity Fund 'Investor'	1,782,334	USD	1,782,334	0.45
投資信託証券合計			1,782,334	0.45
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取 引されている譲渡可能な有価証券				
責券				
Australia				
Commonwealth Bank of Australia '144A' FRN 12/9/2034	1,250,000	USD	1,105,830	0.28
Macquarie Bank Ltd '144A' 4.875% 10/6/2025	715,000	USD	706,234	0.18
Macquarie Bank Ltd '144A' 5.391% 7/12/2026	1,500,000	USD	1,516,705	0.38
Macquarie Group Ltd '144A' FRN 14/1/2033 Santos Finance Ltd '144A' 3.649% 29/4/2031	500,000	USD USD	410,730	0.10 0.20
Noodside Finance Ltd 144A 3.049% 29/4/2031	895,000 775,000	USD	774,978 743,426	0.20
Voodside Filiance Etd 1447/4.578 4/5/2029	113,000		-	
			5,257,903	1.33
Bermuda				
Aircastle Ltd 4.25% 15/6/2026	950,000	USD	915,189	0.23
Aircastle Ltd '144A' 5.25% 11/8/2025	400,000	USD	394,682	0.10
Aircastle Ltd '144A' 6.5% 18/7/2028	1,840,000	USD	1,865,372	0.47
			3,175,243	0.80
Canada				
Air Canada 2020-2 Class A Pass Through Trust '144A' 5.25%	129,561	USD	127 160	0.03
1/4/2029	129,501	03D	127,160	0.03
Canadian Pacific Railway Co 3.1% 2/12/2051	694,000	USD	498,751	0.13
Element Fleet Management Corp '144A' 6.319% 4/12/2028	957,000	USD	985,649	0.25
Federation des Caisses Desjardins du Quebec '144A' 5.7% 14/3/2028	1,500,000	USD	1,538,732	0.39
Glencore Finance Canada Ltd '144A' 5.55% 25/10/2042	600,000	USD	582,337	0.15
Suncor Energy Inc 6.5% 15/6/2038	500,000	USD	535,535	0.13
Waste Connections Inc 2.2% 15/1/2032	1,000,000	USD	834,358	0.21
			5,102,522	1.29
Cayman Islands				
Avolon Holdings Funding Ltd '144A' 2.875% 15/2/2025	1,291,000	USD	1,245,883	0.31
o			, ,	
Chile Corp Nacional del Cobre de Chile '144A' 5.125% 2/2/2033				
Sorp Nacional del Cobre de Crille 144A 5.125% 2/2/2055	758,000	USD	731,509	0.18
France				
Banque Federative du Credit Mutuel SA '144A' 5.896% 13/7/2026	1,500,000	USD	1,527,950	0.39
BNP Paribas SA '144A' FRN 12/8/2035	800,000	USD	653,326	0.17
BPCE SA '144A' 5.15% 21/7/2024	650,000	USD	644,411	0.16
BPCE SA '144A' FRN 19/10/2027	1,600,000	USD	1,452,541	0.37
BPCE SA '144A' FRN 19/10/2029	1,000,000	USD	1,048,762	0.26
			5,326,990	1.35
Germany				
zormany	720 000	HeD	760.054	0.40
Deutsche Bank AG/New York NY FRN 18/1/2029	730,000	USD	762,951	0.19
Deutsche Bank AG/New York NY FRN 18/1/2029 Deutsche Bank AG/New York NY FRN 20/11/2029	595 000	HSD	625 101	11.16
Deutsche Bank AG/New York NY FRN 20/11/2029	595,000 900.000	USD USD	625,191 923.261	0.16 0.24
	595,000 900,000 1,419,000	USD USD USD	625,191 923,261 1,472,449	0.16 0.24 0.37

Ireland AerCap Ireland Capital DAC / AerCap Global Aviation Trust 3%				比率(%)
·				
29/10/2028	1,100,000	USD	1,000,063	0.25
AerCap Ireland Capital DAC / AerCap Global Aviation Trust 4.45% 1/10/2025	616,000	USD	603,868	0.15
STERIS Irish FinCo UnLtd Co 3.75% 15/3/2051	430,000	USD _	334,337 1,938,268	0.09
		_	1,930,200	0.49
Japan Mitsubishi UFJ Financial Group Inc FRN 17/4/2026	1,467,000	USD	1,469,801	0.37
Mizuho Financial Group Inc FRN 6/7/2029	1,300,000	USD _	1,333,013 2,802,814	0.34
Jersey			2,002,011	<u> </u>
Aptiv Plc 3.1% 1/12/2051	750,000	USD	490,733	0.12
Luxembourg	050.000	LICD	005 505	0.24
Schlumberger Investment SA 4.5% 15/5/2028	958,000	USD	965,585	0.24
Mexico America Movil SAB de CV 3.625% 22/4/2029	1,500,000	USD	1,415,042	0.36
Multinational				
Broadcom Corp / Broadcom Cayman Finance Ltd 3.875% 15/1/2027	592,000	USD	575,662	0.14
JBS USA LUX SA / JBS USA Food Co / JBS Luxembourg SARL '144A' 6.75% 15/3/2034	3,550,000	USD	3,727,500	0.94
JBS USA LUX SA / JBS USA Food Co / JBS USA Finance Inc 2.5% 15/1/2027	980,000	USD	894,250	0.23
JBS USA LUX SA / JBS USA Food Co / JBS USA Finance Inc 3.75% 1/12/2031	1,000,000	USD	855,000	0.22
NXP BV / NXP Funding LLC / NXP USA Inc 3.15% 1/5/2027	280,000	USD	265,209	0.07
			6,317,621	1.60
Netherlands ING Groep NV FRN 11/9/2034	2,400,000	USD	2,510,119	0.63
Norway				
Var Energi ASA '144A' 7.5% 15/1/2028	625,000	USD USD	662,743	0.17
Var Energi ASA '144A' 8% 15/11/2032 Yara International ASA '144A' 7.378% 14/11/2032	800,000 1,000,000	USD	902,326 1,105,800	0.23 0.28
	.,000,000		2,670,869	0.68
Spain				
Banco Santander SA 5.147% 18/8/2025	500,000	USD	497,519	0.13
Banco Santander SA 6.921% 8/8/2033 Banco Santander SA FRN 24/3/2028	2,300,000 600,000	USD USD	2,441,954 575,868	0.62 0.14
CaixaBank SA '144A' FRN 13/9/2034	1,500,000	USD	1,579,601	0.40
		_	5,094,942	1.29
Switzerland				
Credit Suisse AG/New York NY 5% 9/7/2027	1,200,000	USD	1,200,658	0.30
UBS AG/London 5.65% 11/9/2028	1,880,000	USD	1,946,550	0.49
UBS AG/London 5.8% 11/9/2025	1,880,000	USD	1,897,990	0.48
UBS Group AG '144A' FRN 12/5/2028	532,000	USD	523,361	0.13
UBS Group AG '144A' FRN 22/9/2029 UBS Group AG '144A' FRN 22/9/2034	2,896,000 1,000,000	USD USD	3,012,271 1,052,528	0.76 0.27
UBS Group AG '144A' FRN 15/7/2026	1,783,000	USD	1,802,349	0.46
UBS Group AG '144A' FRN 15/11/2033	1,200,000	USD	1,470,569	0.40
		_	12,906,276	3.26
United Kingdom	750.000	HOD	007 000	0.40
Anglo American Capital Plc '144A' 2.875% 17/3/2031 Anglo American Capital Plc '144A' 4.5% 15/3/2028	750,000 548,000	USD USD	637,226 530,747	0.16 0.13
Anglo American Capital Pic 144A 4.5% 15/3/2028 Anglo American Capital Pic 144A 4.875% 14/5/2025	238,000	USD	236,013	0.13

	数量	通貨	評価金額	対純資産 比率(%)
Barclays Plc FRN 24/11/2027	1,000,000	USD	914,943	0.23
Barclays Plc FRN 13/9/2029	1,800,000	USD	1,871,030	0.47
Barclays Plc FRN 27/6/2034	1,000,000	USD	1,058,122	0.27
British Telecommunications Plc '144A' 3.25% 8/11/2029	800,000	USD	728,634	0.18
CSL Finance Plc '144A' 4.25% 27/4/2032	1,600,000	USD	1,550,707	0.39
HSBC Holdings Plc FRN 18/4/2026	1,000,000	USD	949,922	0.24
HSBC Holdings Plc FRN 17/8/2029	600,000	USD	522,532	0.13
HSBC Holdings Plc FRN 24/5/2032	790,000	USD	659,342	0.17
HSBC Holdings Plc FRN 14/8/2027	700,000	USD	709,047	0.18
HSBC Holdings Plc FRN 9/3/2029	1,500,000	USD	1,545,295	0.39
Lloyds Banking Group Plc 4.65% 24/3/2026	940,000	USD	919,550	0.23
Nationwide Building Society '144A' FRN 18/10/2027	1,300,000	USD	1,342,839	0.34
NatWest Group Plc FRN 22/3/2025	825,000	USD	821,966	0.21
Royalty Pharma Plc 1.2% 2/9/2025	1,000,000	USD	932,668	0.24
Royalty Pharma Plc 3.3% 2/9/2040	600,000	USD	450,406	0.11
Royalty Pharma Plc 3.35% 2/9/2051	500,000	USD	339,735	0.09
Smith & Nephew Plc 2.032% 14/10/2030	3,700,000	USD	3,053,518	0.77
Vodafone Group Plc 5.625% 10/2/2053	800,000	USD	814,000	0.21
		_	20,588,242	5.20
United States				
AbbVie Inc 3.2% 14/5/2026	1,200,000	USD	1,160,924	0.29
AbbVie Inc 3.2% 21/11/2029	4,900,000	USD	4,565,462	1.15
AbbVie Inc 4.3% 14/5/2036	527,000	USD	501,972	0.13
AbbVie Inc 4.875% 14/11/2048	750,000	USD	732,935	0.19
AEP Transmission Co LLC 3.8% 15/6/2049	425,000	USD	343,569	0.09
AEP Transmission Co LLC 4.5% 15/6/2052	400,000	USD	364,570	0.09
AIG SunAmerica Global Financing X '144A' 6.9% 15/3/2032	400,000	USD	438,273	0.11
Alcon Finance Corp '144A' 2.6% 27/5/2030	1,609,000	USD	1,391,063	0.35
Amcor Finance USA Inc 5.625% 26/5/2033	1,200,000	USD	1,240,968	0.31
American Airlines 2016-2 Class A Pass Through Trust 3.65% 15/6/2028	883,595	USD	785,594	0.20
American Airlines 2016-2 Class AA Pass Through Trust 3.2% 15/6/2028	975,327	USD	890,519	0.22
American Tower Corp 1.45% 15/9/2026	1,807,000	USD	1,646,152	0.42
American Tower Corp 2.9% 15/1/2030	2,600,000	USD	2,317,435	0.59
Ameriprise Financial Inc 5.7% 15/12/2028	1,500,000	USD	1,564,522	0.40
Amgen Inc 1.65% 15/8/2028	1,500,000	USD	1,324,688	0.33
Amgen Inc 3.15% 21/2/2040	600,000	USD	467,752	0.12
Amgen Inc 4.2% 22/2/2052	300,000	USD	253,021	0.06
Amgen Inc 4.4% 1/5/2045	325,000	USD	289,489	0.07
Amgen Inc 5.25% 2/3/2030	1,400,000	USD	1,434,359	0.36
Amgen Inc 5.65% 15/6/2042	700,000	USD	722,944	0.18
Amgen Inc 5.65% 2/3/2053	1,000,000	USD	1,048,181	0.26
Anheuser-Busch Cos LLC / Anheuser-Busch InBev Worldwide Inc 4.7% 1/2/2036	1,300,000	USD	1,293,317	0.33
Anheuser-Busch InBev Worldwide Inc 5.45% 23/1/2039	2,500,000	USD	2,637,625	0.67
Anheuser-Busch InBev Worldwide Inc 8.2% 15/1/2039	745,000	USD	991,374	0.25
Aon Corp / Aon Global Holdings Plc 3.9% 28/2/2052	600,000	USD	475,270	0.12
Aon Corp / Aon Global Holdings Plc 5% 12/9/2032	500,000	USD	495,509	0.13
AptarGroup Inc 3.6% 15/3/2032	439,000	USD	396,394	0.10
Ares Finance Co IV LLC '144A' 3.65% 1/2/2052	423,000	USD	301,017	0.08
Ashtead Capital Inc '144A' 4% 1/5/2028	426,000	USD	398,843	0.10
Ashtead Capital Inc '144A' 5.95% 15/10/2033	1,880,000	USD	1,920,146	0.49
AT&T Inc 3.5% 15/9/2053	2,400,000	USD	1,744,992	0.44
AT&T Inc 3.65% 1/6/2051	2,300,000	USD	1,743,860	0.44
AT&T Inc 3.8% 1/12/2057	400,000	USD	299,478	0.08
AT&T Inc 4.3% 15/12/2042	364,000	USD	318,722	0.08
ATOT In a 4 250/ 4/2/2020	1,150,000	USD	1,131,157	0.29
AT&T Inc 4.35% 1/3/2029				
AT&T Inc 5.25% 1/3/2037	500,000	USD	502,822	0.13
AT&T Inc 5.25% 1/3/2037 AT&T Inc 5.4% 15/2/2034	500,000 2,800,000	USD	2,888,270	0.73
AT&T Inc 5.25% 1/3/2037 AT&T Inc 5.4% 15/2/2034 AutoZone Inc 1.65% 15/1/2031	500,000 2,800,000 700,000	USD USD	2,888,270 562,961	0.73 0.14
AT&T Inc 5.25% 1/3/2037 AT&T Inc 5.4% 15/2/2034 AutoZone Inc 1.65% 15/1/2031 Bank of America Corp FRN 21/9/2036	500,000 2,800,000 700,000 1,500,000	USD USD USD	2,888,270 562,961 1,183,358	0.73 0.14 0.30
AT&T Inc 5.25% 1/3/2037 AT&T Inc 5.4% 15/2/2034 AutoZone Inc 1.65% 15/1/2031	500,000 2,800,000 700,000	USD USD	2,888,270 562,961	0.73 0.14

銘柄	数量	通貨	評価金額	対純資 産比率 (%)
Bank of America Corp FRN 15/9/2029	4,000,000	USD	4,127,228	1.04
Bank of America Corp 'MTN' FRN 24/10/2031	750,000	USD	609,277	0.15
Bank of America Corp 'MTN' FRN 7/2/2030	1,000,000	USD	946,774	0.24
Bayer US Finance II LLC '144A' 4.25% 15/12/2025	667,000	USD	649,289	0.16
Bayer US Finance II LLC '144A' 4.625% 25/6/2038	1,500,000	USD	1,285,252	0.32
Berkshire Hathaway Finance Corp 2.85% 15/10/2050	637,000	USD	445,629	0.11
Bio-Rad Laboratories Inc 3.3% 15/3/2027	478,000	USD	452,879	0.11
Blackstone Private Credit Fund 4% 15/1/2029 Boeing Co/The 3.2% 1/3/2029	1,000,000 1,650,000	USD USD	909,992 1,532,570	0.23 0.39
Boeing Co/The 3.25% 1/3/2029 Boeing Co/The 3.25% 1/2/2035	310,000	USD	261,554	0.39
Boeing Co/The 3.25% 1/2/2031	300,000	USD	278,707	0.07
Boeing Co/The 5.805% 1/5/2050	1,640,000	USD	1,708,439	0.43
Boston Gas Co '144A' 6.119% 20/7/2053	850,000	USD	900,116	0.23
BP Capital Markets America Inc 3.06% 17/6/2041	1,400,000	USD	1,082,340	0.27
BP Capital Markets America Inc 4.812% 13/2/2033	966,000	USD	972,159	0.25
BP Capital Markets America Inc 4.893% 11/9/2033	500,000	USD	506,173	0.13
Broadcom Inc '144A' 3.419% 15/4/2033	890,000	USD	781,816	0.20
Broadcom Inc '144A' 3.469% 15/4/2034	900,000	USD	782,652	0.20
Broadcom Inc '144A' 4.926% 15/5/2037	201,000	USD	194,365	0.05
Burlington Northern Santa Fe LLC 5.2% 15/4/2054	1,000,000	USD	1,042,481	0.26
Celanese US Holdings LLC 6.33% 15/7/2029	1,500,000	USD	1,565,562	0.40
Celanese US Holdings LLC 6.55% 15/11/2030	1,043,000	USD	1,103,479	0.28
Centene Corp 2.5% 1/3/2031 Centene Corp 3.375% 15/2/2030	700,000 2,000,000	USD USD	583,719	0.15 0.45
CenterPoint Energy Resources Corp 5.25% 1/3/2028	1,200,000	USD	1,792,500 1,228,318	0.45
Cheniere Energy Partners LP '144A' 5.95% 30/6/2033	704,000	USD	723,360	0.31
Chevron USA Inc 3.25% 15/10/2029	475,000	USD	450,307	0.10
Cigna Group/The 3.2% 15/3/2040	403,000	USD	315,974	0.08
Cigna Group/The 4.375% 15/10/2028	470,000	USD	464,763	0.12
Citibank NA 'BKNT' 5.488% 4/12/2026	3,710,000	USD	3,777,069	0.95
Citigroup Inc FRN 3/11/2032	2,000,000	USD	1,648,156	0.42
Citigroup Inc FRN 31/3/2031	600,000	USD	574,558	0.15
Comcast Corp 2.887% 1/11/2051	3,000,000	USD	2,024,178	0.51
Comcast Corp 3.75% 1/4/2040	1,000,000	USD	860,850	0.22
Connecticut Light and Power Co/The 2.05% 1/7/2031	2,000,000	USD	1,664,952	0.42
ConocoPhillips Co 5.3% 15/5/2053	834,000	USD	857,251	0.22
ConocoPhillips Co 5.7% 15/9/2063 Consolidated Edison Co of New York Inc 4.45% 15/3/2044	554,000 1,000,000	USD USD	600,255 895,904	0.15 0.23
Consolidated Edison Co of New York Inc 5.5% 1/12/2039	704,000	USD	715,180	0.23
Consolidated Edison Co of New York Inc 5.9% 15/11/2053	1,250,000	USD	1,381,880	0.35
Constellation Brands Inc 2.25% 1/8/2031	730,000	USD	612,257	0.15
Constellation Brands Inc 4.9% 1/5/2033	295,000	USD	296,023	0.07
Constellation Energy Generation LLC 6.125% 15/1/2034	281,000	USD	301,663	0.08
Constellation Energy Generation LLC 6.5% 1/10/2053	348,000	USD	391,857	0.10
Continental Airlines 2012-2 Class A Pass Through Trust 4% 29/10/2024	675,759	USD	658,870	0.17
Corebridge Financial Inc 4.4% 5/4/2052	700,000	USD	585,273	0.15
Corebridge Financial Inc 5.75% 15/1/2034	500,000	USD	510,781	0.13
Cox Communications Inc '144A' 4.7% 15/12/2042	174,000	USD	149,963	0.04
Crown Castle Inc 2.1% 1/4/2031	1,500,000	USD	1,227,080	0.31
CVS Health Corp 3% 15/8/2026	480,000	USD	459,025	0.12
CVS Health Corp 4.78% 25/3/2038	3,055,000	USD	2,882,460	0.73
CVS Health Corp 5.625% 21/2/2053 CVS Pass-Through Trust '144A' 7.507% 10/1/2032	600,000 1,062,263	USD USD	607,998 1,118,340	0.15 0.28
Darden Restaurants Inc 6.3% 10/10/2033	1,800,000	USD	1,937,840	0.20
Dell International LLC / EMC Corp 8.35% 15/7/2046	32,000	USD	42,255	0.43
Diamondback Energy Inc 6.25% 15/3/2033	500,000	USD	534,786	0.13
Discover Bank 2.45% 12/9/2024	800,000	USD	780,392	0.20
Duke Energy Corp 4.2% 15/6/2049	775,000	USD	641,468	0.16
Duke Energy Corp 5% 8/12/2025	1,209,000	USD	1,210,934	0.31
Duke Energy Florida LLC 5.95% 15/11/2052	639,000	USD	707,500	0.18
Eastman Chemical Co 5.75% 8/3/2033	700,000	USD	724,967	0.18
Edison International 5.25% 15/11/2028	997,000	USD	1,003,771	0.25
Elevance Health Inc 2.25% 15/5/2030	1,800,000	USD	1,556,476	0.39

	· 数量	通貨	評価金額	対純資産 比率(%)
				72 1 (707
Elevance Health Inc 4.55% 15/5/2052	750,000	USD	681,158	0.17
Elevance Health Inc 6.1% 15/10/2052	388,000	USD	439,799	0.11
Enel Finance America LLC '144A' 2.875% 12/7/2041	625,000	USD	424,988	0.11
Enel Finance America LLC '144A' 7.1% 14/10/2027	300,000	USD	318,750	0.08
Energy Transfer LP 4.95% 15/6/2028	816,000	USD	811,666	0.20
Energy Transfer LP 5 % 15/5/2050	1,900,000	USD USD	1,699,115	0.43
Energy Transfer LP 5.8% 15/6/2038 Energy Transfer LP 6.4% 1/12/2030	455,000 1,804,000	USD	458,997 1,926,836	0.12 0.49
Energy Transfer LP 6.55% 1/12/2033	400,000	USD	431,664	0.49
Entergy Louisiana LLC 4.75% 15/9/2052	305,000	USD	282,548	0.11
Enterprise Products Operating LLC 6.125% 15/10/2039	689,000	USD	751,689	0.19
Enterprise Products Operating LLC 7.55% 15/4/2038	875,000	USD	1,069,103	0.27
Equinix Inc 2.9% 18/11/2026	997,000	USD	943,974	0.24
Equitable Financial Life Global Funding '144A' 1% 9/1/2026	600,000	USD	549,695	0.14
Equitable Financial Life Global Funding '144A' 1.7% 12/11/2026	775,000	USD	696,463	0.18
Essential Properties LP 2.95% 15/7/2031	800,000	USD	629,370	0.16
Essential Utilities Inc 2.704% 15/4/2030	498,000	USD	435,718	0.11
Eversource Energy 2.55% 15/3/2031	468,000	USD	399,082	0.10
Eversource Energy 2.9% 1/3/2027	2,000,000	USD	1,889,400	0.48
Eversource Energy 4.75% 15/5/2026	1,079,000	USD	1,073,022	0.27
Exelon Corp 4.1% 15/3/2052	501,000	USD	407,399	0.10
Exelon Corp 5.6% 15/3/2053	500,000	USD	509,329	0.13
Extra Space Storage LP 2.4% 15/10/2031	900,000	USD	740,318	0.19
Extra Space Storage LP 3.9% 1/4/2029	398,000 1,500,000	USD USD	374,469	0.09 0.34
F&G Global Funding '144A' 1.75% 30/6/2026 F&G Global Funding '144A' 2.3% 11/4/2027	1,500,000	USD	1,356,999 1,347,112	0.34
FedEx Corp 5.25% 15/5/2050	500,000	USD	499,325	0.34
Five Corners Funding Trust II '144A' 2.85% 15/5/2030	1,085,000	USD	961,506	0.10
Florida Gas Transmission Co LLC '144A' 2.3% 1/10/2031	800,000	USD	655,837	0.17
FMC Corp 3.45% 1/10/2029	340,000	USD	307,956	0.08
Ford Motor Credit Co LLC 6.798% 7/11/2028	1,239,000	USD	1,291,771	0.33
GA Global Funding Trust '144A' 2.25% 6/1/2027	2,300,000	USD	2,086,808	0.53
GATX Corp 6.9% 1/5/2034	1,840,000	USD	2,017,656	0.51
General Motors Financial Co Inc 5.8% 23/6/2028	2,000,000	USD	2,051,924	0.52
General Motors Financial Co Inc 6.05% 10/10/2025	1,000,000	USD	1,010,299	0.26
Georgia Power Co 4.3% 15/3/2042	455,000	USD	405,176	0.10
Gilead Sciences Inc 2.6% 1/10/2040	600,000	USD	440,933	0.11
Gilead Sciences Inc 4.8% 1/4/2044	500,000	USD	483,365	0.12
Gilead Sciences Inc 5.55% 15/10/2053	444,000	USD USD	480,722 363,276	0.12 0.09
GLP Capital LP / GLP Financing II Inc 3.25% 15/1/2032 Goldman Sachs Group Inc/The 4.25% 21/10/2025	436,000 507,000	USD	497,823	0.09
Goldman Sachs Group Inc/The 4.25% 21/10/2023	500,000	USD	557,199	0.13
Goldman Sachs Group Inc/The 6.75% 1/10/2037	500,000	USD	546,659	0.14
Goldman Sachs Group Inc/The FRN 9/12/2026	936,000	USD	861,102	0.22
Goldman Sachs Group Inc/The FRN 21/10/2027	1,500,000	USD	1,369,480	0.35
Goldman Sachs Group Inc/The FRN 23/4/2039	550,000	USD	496,767	0.13
Guardian Life Insurance Co of America/The '144A' 4.85% 24/1/2077	300,000	USD	256,519	0.06
Halliburton Co 5% 15/11/2045	370,000	USD	357,188	0.09
Hartford Financial Services Group Inc/The 3.6% 19/8/2049	225,000	USD	174,390	0.04
HCA Inc 4.625% 15/3/2052	1,000,000	USD	850,381	0.21
Holcim Finance US LLC '144A' 4.75% 22/9/2046	500,000	USD	450,625	0.11
Host Hotels & Resorts LP 2.9% 15/12/2031	364,000	USD	305,538	0.08
Humana Inc 4.625% 1/12/2042	244,000	USD	222,800	0.06
Humana Inc 5.75% 1/3/2028	1,060,000	USD	1,098,103	0.28
Humana Inc 5.95% 15/3/2034	1,500,000	USD	1,606,083	0.41
Hyatt Hotels Corp 5.75% 30/1/2027	2,020,000	USD	2,059,725	0.52
Hyatt Hotels Corp 5.75% 23/4/2030 Hyundai Capital America '144A' 1.65% 17/9/2026	950,000 1,000,000	USD USD	982,600 907,590	0.25 0.23
Hyundai Capital America 144A 1.65% 17/9/2028	3,720,000	USD	3,856,249	0.23 0.97
Indiana University Health Inc Obligated Group 2.852% 1/11/2051	581,000	USD	401,285	0.97
Ingredion Inc 3.2% 1/10/2026	632,000	USD	604,210	0.10
International Flavors & Fragrances Inc '144A' 1.832% 15/10/2027	242,000	USD	211,792	0.05
International Flavors & Fragrances Inc '144A' 2.3% 1/11/2030	569,000	USD	469,768	0.12

銘柄	数量	通貨	評価金額	対純資産 比率(%)
ITC Holdings Corp 3.25% 30/6/2026	804,000	USD	773,134	0.20
Jersey Central Power & Light Co 6.4% 15/5/2036	370,000	USD	399,712	0.20
Jersey Central Power & Light Co '144A' 4.3% 15/1/2026	325,000	USD	318,074	0.08
JobsOhio Beverage System 2.833% 1/1/2038	175,000	USD	143,040	0.04
John Deere Capital Corp 'MTN' 4.95% 6/6/2025	1,000,000	USD	1,003,614	0.25
JPMorgan Chase & Co FRN 1/6/2029	700,000	USD	617,766	0.16
JPMorgan Chase & Co FRN 1/2/2028	2,000,000	USD	1,931,044	0.49
JPMorgan Chase & Co FRN 23/7/2029	2,000,000	USD	1,939,668	0.49
JPMorgan Chase & Co FRN 1/6/2034	1,604,000	USD	1,628,171	0.41
JPMorgan Chase & Co FRN (Perpetual)	500,000	USD	491,875	0.12
JPMorgan Chase Bank NA 5.11% 8/12/2026	2,000,000	USD	2,017,764	0.51
Keurig Dr Pepper Inc 3.95% 15/4/2029	600,000	USD USD	584,115 177,278	0.15 0.04
Keurig Dr Pepper Inc 4.42% 15/12/2046 Kinder Morgan Energy Partners LP 7.75% 15/3/2032	200,000 405,000	USD	457,572	0.04
Kinder Morgan Inc 5.2% 1/6/2033	1,006,000	USD	1,003,841	0.12
KKR Group Finance Co X LLC '144A' 3.25% 15/12/2051	535,000	USD	368,793	0.23
Kraft Heinz Foods Co 4.375% 1/6/2046	1,600,000	USD	1,397,773	0.35
L3Harris Technologies Inc 5.4% 31/7/2033	1,243,000	USD	1,288,634	0.33
Liberty Mutual Group Inc '144A' 3.951% 15/10/2050	400,000	USD	305,182	0.08
LKQ Corp 5.75% 15/6/2028	781,000	USD	786,319	0.20
Lowe's Cos Inc 3% 15/10/2050	900,000	USD	609,588	0.15
Lowe's Cos Inc 5.625% 15/4/2053	600,000	USD	627,460	0.16
Marathon Petroleum Corp 4.5% 1/4/2048	330,000	USD	277,141	0.07
Marriott International Inc/MD 3.5% 15/10/2032	700,000	USD	623,207	0.16
Marriott International Inc/MD 4.65% 1/12/2028	1,100,000	USD	1,090,658	0.28
Marriott International Inc/MD 4.9% 15/4/2029	465,000	USD	466,647	0.12
Mars Inc '144A' 2.375% 16/7/2040	555,000	USD	397,425	0.10
Mars Inc '144A' 3.875% 1/4/2039	680,000	USD	597,585	0.15
Marsh & McLennan Cos Inc 2.375% 15/12/2031	400,000	USD	339,378	0.09
Marsh & McLennan Cos Inc 5.45% 15/3/2053	448,000	USD USD	467,405	0.12 0.47
McDonald's Corp 4.95% 14/8/2033 McKesson Corp 1.3% 15/8/2026	1,800,000 2,280,000	USD	1,848,116 2,085,625	0.47
Meta Platforms Inc 5.6% 15/5/2053	800,000	USD	868,472	0.33
MetLife Capital Trust IV '144A' 7.875% 15/12/2037	1,475,000	USD	1,583,781	0.22
MetLife Inc '144A' 9.25% 8/4/2038	405,000	USD	464,250	0.12
Microsoft Corp '144A' 2.5% 15/9/2050	595,000	USD	401,632	0.10
Mondelez International Inc 1.5% 4/2/2031	533,000	USD	432,940	0.11
Morgan Stanley FRN 19/1/2038	442,000	USD	445,121	0.11
Morgan Stanley FRN 1/11/2029	1,646,000	USD	1,740,984	0.44
Morgan Stanley 'MTN' FRN 20/4/2029	2,870,000	USD	2,876,328	0.73
Morgan Stanley 'MTN' FRN 21/4/2034	600,000	USD	598,868	0.15
Morgan Stanley 'MTN' FRN 21/7/2034	844,000	USD	851,967	0.22
MPLX LP 4.5% 15/4/2038	520,000	USD	464,473	0.12
MPLX LP 5.5% 15/2/2049	400,000	USD	386,972	0.10
MPLX LP 5.65% 1/3/2053	208,000	USD	205,890	0.05
Mylan Inc 5.2% 15/4/2048 Nationwide Mutual Insurance Co (1444) 0 375% 15/8/2030	300,000	USD	245,145	0.06
Nationwide Mutual Insurance Co '144A' 9.375% 15/8/2039 Nevada Power Co 6% 15/3/2054	1,005,000 337,000	USD USD	1,326,290 371,763	0.34 0.09
Nordson Corp 5.8% 15/9/2033	195,000	USD	206,462	0.05
Norfolk Southern Corp 5.35% 1/8/2054	1,400,000	USD	1,449,204	0.37
Northern Natural Gas Co '144A' 3.4% 16/10/2051	279,000	USD	196,664	0.05
Northern States Power Co/MN 5.1% 15/5/2053	400,000	USD	408,082	0.10
Northwestern Memorial Healthcare Obligated Group 2.633% 15/7/2051	320,000	USD	212,823	0.05
Occidental Petroleum Corp 8.875% 15/7/2030	750,000	USD	876,563	0.22
Ohio Power Co 2.9% 1/10/2051	1,000,000	USD	682,752	0.17
Oncor Electric Delivery Co LLC 5.25% 30/9/2040	400,000	USD	408,935	0.10
Oncor Electric Delivery Co LLC '144A' 4.3% 15/5/2028	1,000,000	USD	986,995	0.25
Oracle Corp 3.6% 1/4/2040	500,000	USD	398,941	0.10
Oracle Corp 3.6% 1/4/2050 Oracle Corp 3.65% 25/3/2041	900,000 1,260,000	USD USD	667,313 1,007,602	0.17 0.25
Ovintiv Inc 5.65% 15/5/2028	1,800,000	USD	1,831,072	0.25
Ovintiv Inc 5.05% 15/7/2033	608,000	USD	628,582	0.40
Pacific Gas and Electric Co 3.3% 1/12/2027	500,000	USD	466,762	0.12

銘柄	数量	通貨	評価金額	対純資産 比率(%)
Pacific Gas and Electric Co 4.5% 1/7/2040	635,000	USD	540,322	0.14
Pacific Gas and Electric Co 4.55% 1/7/2030	1,500,000	USD	1,428,935	0.36
Pacific Gas and Electric Co 4.95% 1/7/2050	700,000	USD	601,917	0.15
Pacific Gas and Electric Co 6.1% 15/1/2029	740,000	USD	764,561	0.19
Pacific Gas and Electric Co 6.7% 1/4/2053	690,000	USD	752,074	0.19
Pacific Gas and Electric Co 6.75% 15/1/2053	1,400,000	USD	1,539,080	0.39
PacifiCorp 5.5% 15/5/2054	300,000	USD	295,192	0.07
Parker-Hannifin Corp 4.5% 15/9/2029	639,000	USD	638,844	0.16
PECO Energy Co 2.85% 15/9/2051	600,000	USD	410,099	0.10
Penske Truck Leasing Co Lp / PTL Finance Corp '144A' 6.2% 15/6/2030	509,000	USD	534,953	0.14
Piedmont Natural Gas Co Inc 3.5% 1/6/2029	600,000	USD	560,385	0.14
Pioneer Natural Resources Co 1.9% 15/8/2030	1,500,000	USD	1,268,169	0.32
PNC Financial Services Group Inc/The FRN 12/6/2029	1,400,000	USD	1,426,111	0.36
PPL Electric Utilities Corp 5.25% 15/5/2053	954,000	USD	986,246	0.25
Pricoa Global Funding I '144A' 5.55% 28/8/2026	560,000	USD	571,318	0.14
Prologis LP 5.125% 15/1/2034	1,710,000	USD	1,763,137	0.45
Prologis LP 5.25% 15/6/2053	300,000	USD	314,022	0.08
Protective Life Global Funding '144A' 0.781% 5/7/2024	2,000,000	USD	1,951,326	0.49
Public Service Electric and Gas Co 5.45% 1/8/2053	940,000	USD	1,022,642	0.26
Public Service Electric and Gas Co 'MTN' 4.9% 15/12/2032	449,000	USD	457,949	0.12
Public Service Electric and Gas Co 'MTN' 5.125% 15/3/2053	553,000	USD	576,516	0.15
Public Service Enterprise Group Inc 5.85% 15/11/2027	1,981,000	USD	2,059,634	0.52
Quest Diagnostics Inc 2.95% 30/6/2030	404,000	USD	360,279	0.09
Quest Diagnostics Inc 6.4% 30/11/2033	1,000,000	USD	1,103,168	0.28
Regal Rexnord Corp '144A' 6.05% 15/4/2028	780,000	USD	786,730	0.20
Regal Rexnord Corp '144A' 6.4% 15/4/2033	300,000	USD	312,080	0.08
Reliance Standard Life Global Funding II '144A' 5.243% 2/2/2026	1,000,000	USD	993,335	0.25
Republic Services Inc 4.875% 1/4/2029	3,000,000	USD	3,047,460	0.77
Roper Technologies Inc 1% 15/9/2025	341,000	USD	318,414	0.08
RPM International Inc 4.55% 1/3/2029 RTX Corp 5.15% 27/2/2033	775,000 1,600,000	USD USD	763,544 1,629,552	0.19 0.41
RTX Corp 5.175 % 27/2/2053	1,032,000	USD	1,029,532	0.41
RTX Corp 6% 15/3/2031	785,000	USD	835,242	0.20
RTX Corp 6.1% 15/3/2034	500,000	USD	540,832	0.14
S&P Global Inc '144A' 5.25% 15/9/2033	1,200,000	USD	1,250,873	0.32
Sabine Pass Liquefaction LLC 4.5% 15/5/2030	1,500,000	USD	1,466,250	0.37
Sabine Pass Liquefaction LLC 5% 15/3/2027	750,000	USD	751,875	0.19
Sabine Pass Liquefaction LLC 5.875% 30/6/2026	1,222,000	USD	1,243,385	0.31
Southern California Edison Co 3.65% 1/2/2050	600,000	USD	466,544	0.12
Southern California Edison Co 4.125% 1/3/2048	359,000	USD	303,118	0.08
Southern California Edison Co 5.7% 1/3/2053	278,000	USD	293,058	0.07
Southern California Edison Co 5.85% 1/11/2027	390,000	USD	406,814	0.10
Southern California Edison Co 5.875% 1/12/2053	354,000	USD	381,002	0.10
Southern Co/The 4.85% 15/6/2028	1,000,000	USD	1,005,370	0.25
Southern Co/The 5.2% 15/6/2033	500,000	USD	509,788	0.13
Southwest Gas Corp 5.45% 23/3/2028	585,000	USD	599,931	0.15
State Street Corp FRN 18/5/2034	1,100,000	USD	1,109,171	0.28
Synovus Bank/Columbus GA 5.625% 15/2/2028	486,000	USD	467,352	0.12
Sysco Corp 6% 17/1/2034	1,400,000	USD	1,510,722	0.38
Sysco Corp 6.6% 1/4/2050	181,000	USD	211,012	0.05
Targa Resources Corp 4.95% 15/4/2052	800,000	USD	703,803	0.18
Targa Resources Corp 6.15% 1/3/2029	1,297,000	USD	1,350,077	0.34
Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp 4% 15/1/2032	745,000	USD	679,812	0.17
Thermo Fisher Scientific Inc 5% 5/12/2026	1,500,000	USD	1,520,023	0.38
Thermo Fisher Scientific Inc 5.086% 10/8/2033	1,000,000	USD	1,036,379	0.26
T-Mobile USA Inc 2.05% 15/2/2028	680,000	USD	611,987	0.15
T-Mobile USA Inc 3.3% 15/2/2051	420,000	USD	304,469	0.08
T-Mobile USA Inc 5.05% 15/7/2033	2,200,000	USD	2,210,619	0.56
T-Mobile USA Inc 5.75% 15/1/2034	2,049,000	USD	2,167,901	0.55
T-Mobile USA Inc 5.8% 15/9/2062	800,000	USD	860,064	0.22
Tractor Supply Co 5.25% 15/5/2033	303,000	USD	310,065	0.08
Truist Financial Corp FRN (Perpetual)	630,000	USD	598,500	0.15

銘柄	数量	通貨	評価金額	対純資産 比率(%)
UL Solutions Inc '144A' 6.5% 20/10/2028	808.000	USD	842.098	0.21
Union Pacific Corp 3.5% 14/2/2053	400,000	USD	319,822	0.21
Union Pacific Corp 3.6% 15/9/2037	520,000	USD	461,967	0.12
Union Pacific Corp 3.799% 1/10/2051	400,000	USD	334,572	0.08
Union Pacific Corp 3.95% 15/8/2059	500,000	USD	409,572	0.10
United Airlines 2012-1 Class A Pass Through Trust 4.15% 11/4/202	•	USD	1,555,637	0.39
United Airlines 2023-1 Class A Pass Through Trust 5.8% 15/1/2036	, ,	USD	2,051,082	0.52
United States Treasury Bill (Zero Coupon) 0% 6/2/2024	8,700,000	USD	8,650,189	2.19
UPMC 5.035% 15/5/2033	745,000	USD	752,814	0.19
US Bancorp FRN 12/6/2029	1,000,000	USD	1,022,520	0.26
Valero Energy Corp 3.65% 1/12/2051	700,000	USD	507,510	0.13
Verizon Communications Inc 2.65% 20/11/2040	1,000,000	USD	722,617	0.18
Verizon Communications Inc 4.329% 21/9/2028	800,000	USD	789,460	0.20
Verizon Communications Inc 4.4% 1/11/2034	3,000,000	USD	2,887,218	0.73
VICI Properties LP / VICI Note Co Inc '144A' 4.125% 15/8/2030	450,000	USD	410,625	0.10
Virginia Electric and Power Co 8.875% 15/11/2038	180,000	USD	245,598	0.06
Volkswagen Group of America Finance LLC '144A' 4.75% 13/11/2028	450,000	USD	444,606	0.11
Walt Disney Co/The 3.5% 13/5/2040	1,500,000	USD	1,264,696	0.32
Warnermedia Holdings Inc 5.141% 15/3/2052	1,700,000	USD	1,466,048	0.37
Waste Management Inc 4.875% 15/2/2034	800,000	USD	813,868	0.21
WEA Finance LLC '144A' 3.5% 15/6/2029	800,000	USD	679,191	0.17
Wells Fargo & Co FRN 30/4/2041	425,000	USD	321,030	80.0
Wells Fargo & Co 'MTN' 4.1% 3/6/2026	1,000,000	USD	975,828	0.25
Wells Fargo & Co 'MTN' 4.65% 4/11/2044	575,000	USD	512,786	0.13
Wells Fargo & Co 'MTN' FRN 25/4/2053	1,470,000	USD	1,322,080	0.33
Wells Fargo & Co 'MTN' FRN 25/7/2033	1,250,000	USD	1,223,845	0.31
Wells Fargo Bank NA 5.254% 11/12/2026	1,500,000	USD	1,519,227	0.38
Weyerhaeuser Co 3.375% 9/3/2033	560,000	USD	496,311	0.13
Williams Cos Inc/The 5.3% 15/8/2052	1,500,000	USD	1,467,459	0.37
Williams Cos Inc/The 5.65% 15/3/2033	1,000,000	USD _	1,040,349	0.26
		_	302,351,898	76.41
債券合計		_	384,676,311	97.21
投資総額			386,458,645	97.66
その他資産		_	9,264,561	2.34
純資産			395,723,206	100.00

イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)の状況 ① 貸借対照表

(単位:円)

区分	注記番号	第 21 期 (2023 年 2 月 27 日現在)	第 22 期 (2024 年 2 月 26 日現在)
		金額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		37, 954, 096	48, 750, 783
国債証券		643, 170, 255	669, 730, 265
未収利息		3, 317, 821	3, 359, 656
前払費用		218, 630	_
流動資産合計		684, 660, 802	721, 840, 704
資産合計		684, 660, 802	721, 840, 704
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		191, 913	195, 199
未払委託者報酬		575, 683	585, 547
未払利息		109	142
その他未払費用		99, 000	99, 000
流動負債合計		866, 705	879, 888
負債合計		866, 705	879, 888
純資産の部			
元本等			
元本		645, 356, 108	681, 699, 797
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		38, 437, 989	39, 261, 019
(分配準備積立金)		116, 002, 609	121, 835, 538
元本等合計		683, 794, 097	720, 960, 816
純資産合計		683, 794, 097	720, 960, 816
負債純資産合計		684, 660, 802	721, 840, 704

② 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区分	注記番号	第 21 期 自 2022 年 2 月 26 日 至 2023 年 2 月 27 日 金 額	第 22 期 自 2023 年 2 月 28 日 至 2024 年 2 月 26 日 金 額
営業収益			
受取利息		8, 726, 891	8, 526, 945
有価証券売買等損益		$\triangle 13, 852, 865$	$\triangle 7,971,640$
営業収益合計		△5, 125, 974	555, 305
営業費用			
支払利息		51, 549	36, 308
受託者報酬		379, 064	382, 990
委託者報酬		1, 137, 075	1, 148, 841
その他費用		99, 000	100, 448
営業費用合計		1, 666, 688	1, 668, 587
営業利益又は営業損失 (△)		△6, 792, 662	$\triangle 1, 113, 282$
経常利益又は経常損失 (△)		△6, 792, 662	$\triangle 1, 113, 282$
当期純利益又は当期純損失(△)		△6, 792, 662	$\triangle 1, 113, 282$
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		_	42, 376
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		44, 974, 293	38, 437, 989
剰余金増加額又は欠損金減少額		256, 358	2, 313, 596
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額		256, 358	2, 313, 596
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	334, 908
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額		-	334, 908
分配金		_	_
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		38, 437, 989	39, 261, 019

③ 有価証券明細表(2024年2月26日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券 第351回利付国債(10年)		50, 000, 000	49, 616, 500	
	第354回利付国債(10年)	59, 000, 000	58, 281, 380	
	第359回利付国債(10年)	175, 000, 000	172, 032, 000	
	第67回利付国債(20年)	45, 000, 000	45, 055, 800	
	第75回利付国債(20年)	20, 000, 000	20, 438, 600	
	第80回利付国債(20年)	38, 000, 000	39, 011, 560	
	第87回利付国債(20年)	55, 000, 000	57, 318, 250	
	第91回利付国債(20年)	135, 000, 000	142, 406, 100	
	第117回利付国債(20年)	77, 500, 000	85, 570, 075	
	合 計	654, 500, 000	669, 730, 265	_

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年10月31日現在です。

【イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付 (毎月決算型)】

【純資産額計算書】

Ι	資産総額	228, 128, 961円
Π	負債総額	131,633円
Ш	純資産総額 (I – II)	227, 997, 328円
IV	発行済口数	265, 746, 699 □
V	1 口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0. 8579円

【イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付 (年2回決算型)】

【純資産額計算書】

Ι	資産総額	12, 976, 917, 825円
П	負債総額	66, 656, 495円
Ш	純資産総額 (I – II)	12, 910, 261, 330円
IV	発行済口数	13, 762, 159, 174 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.9381円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

- (2) 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
- ① 譲渡制限はありません。
- ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録 されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口 座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必 要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることが できます。
- ③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- (5) 受益権の再分割
 - 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
 - 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

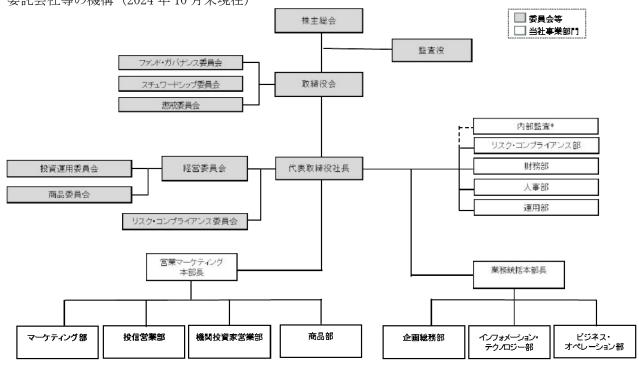
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2024年10月末現在)

資本金の額 : 649.5 百万円 発行する株式の総数 : 30,000 株 発行済株式総数 : 23,060 株

過去5年間における主な資本金の増減 : 該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構(2024年10月末現在)



*内部監査はブルデンシャル・グループの内部監査部門に業務委託して実施する。

会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3 名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

運用体制

投資運用委員会において投資方針を決定します。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析 結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行う にあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクの モニタリングも行います。

リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況をチェックします。ビジネス・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

• 監督体制

業務執行ラインからの独立性を維持し潜在的な利益相反を排除する目的で、取締役会から直接委嘱された懲戒委員会、スチュワードシップ委員会、ファンド・ガバナンス委員会を設置しています。

業務執行においては、代表取締役社長から委嘱された経営委員会とリスク・コンプライアンス委員会が、各々、当社の業務執行における意思決定機関、およびその法令遵守とリスク管理状況を監視する機関として設置されています。さらに、経営委員会から委嘱された投資運用委員会と商品委員会の各々が、専門的に顧客資産の運用状況や新商品の設計などに係わる審議・報告・承認を行い、その内容を経営委員会に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2024年10月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	24	953, 368
合計	24	953, 368

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)第 2 条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 24 期事業年度(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)の財務諸表については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、第 25 期事業年度(自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)の財務諸表については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期中間会計期間(自2024年1月1日至2024年6月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

3. 第25期事業年度より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月1日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和 業務執行社員

監查意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年3月2日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該 事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す る。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示し ているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に 影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準 にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月9日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2024年1月1日から2024年1月31日までの第26期事業年度の中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間 監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる 十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断によ り、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に 応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の 妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計 事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に 影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準 にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

	公事	(単位:千円)
	前事業年度 (2022 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 12 月 31 日)
	(2022 平 12 万 31 日)	(2023 平 12 万 31 日)
流動資産		
現金及び預金	1, 301, 521	1, 825, 477
有価証券	268, 187	13, 389
前払費用	56, 422	61, 876
未収委託者報酬	703, 806	1, 543, 611
未収運用受託報酬	3, 348	1, 343, 611
未収入金		22.450
	103, 939	33, 458
流動資産合計	2, 437, 226	3, 477, 813
固定資産	'	% 1
有形固定資産		105
建物	0	107
器具備品	5, 683	6, 977
リース資産	0	(
有形固定資産合計	5, 683	7, 084
投資その他の資産		
長期差入保証金	34, 667	27, 281
繰延税金資産		144, 710
投資その他の資産合計	34, 667	171, 992
固定資産合計	40, 351	179, 077
資産合計	2, 477, 577	3, 656, 890
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	370, 355	857, 999
関係会社未払金	107, 339	153, 822
その他未払金	31, 055	34, 702
未払費用	108, 673	43, 10
未払法人税等	9, 252	95, 262
預り金	10, 972	19, 999
賞与引当金	199, 295	203, 226
未払消費税等	7, 240	68, 758
リース債務	2, 221	959
流動負債合計	846, 406	1, 477, 832
固定負債		
退職給付引当金	261, 756	280, 216
リース債務	2, 319	1, 359
固定負債合計	264, 075	281, 575
負債合計	1, 110, 482	1, 759, 408
英資産の部		
株主資本		
資本金	649, 500	649, 500
資本剰余金	210, 000	310,000
資本準備金	616, 875	616, 875
資本剰余金合計	616, 875	616, 875
利益剰余金	010, 079	010, 878

その他利益剰余金 繰越利益剰余金 利益剰余金合計 株主資本合計 純資産合計 負債・純資産合計

100, 720	631, 107
100, 720	631, 107
1, 367, 095	1, 897, 482
1, 367, 095	1, 897, 482
2, 477, 577	3, 656, 890

(2)【損益計算書】

経常利益又は経常損失(△)

税引前純利益又は税引前純損失(△)

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (自 2022年1月1日 (自 2023年1月1日 至 2022年12月31日) 至 2023年12月31日) 営業収益 委託者報酬 3, 642, 858 4, 967, 312 運用受託報酬 12,854 9,370 その他営業収益 253, 751 244, 302 営業収益合計 3, 909, 465 5, 220, 984 営業費用 支払手数料 1,661,153 2, 497, 032 広告宣伝費 48, 184 70,638 調查費 150, 722 163, 733 委託調査費 656, 320 623, 280 委託計算費 100,005 102, 191 通信費 9, 124 8, 102 諸会費 2,659 3,771 営業費用合計 2,629,281 3, 467, 638 一般管理費 役員報酬 143, 892 167,076 給料·手当 671, 216 602, 392 賞与 134, 043 138,601 交際費 2,410 3,861 旅費交通費 5,576 14, 486 租税公課 20,513 29,868 不動産賃借料 122, 424 121,669 退職給付費用 95, 753 70,977 減価償却費 1,398 616 採用費 15, 239 19,664 専門家報酬 31, 563 20, 139 業務委託費 26, 318 31, 524 敷金の償却 29, 458 4,909 諸経費 93,021 92,997 一般管理費合計 1, 396, 473 1, 315, 142 営業利益又は営業損失(△) △ 116, 289 438, 204 営業外収益 受取利息 5 5 102 12 受取配当金 有価証券売却益 1,600 32,679 有価証券評価益 435 1,377 為替差益 32 雑収入 33 営業外収益合計 1,740 34, 544 営業外費用 有価証券評価損 44,902 為替差損 19,633 営業外費用合計 64, 536

△ 179,085

△ 179, 085

472, 748

472, 748

法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益又は当期純損失(△)

87, 072	950
△ 144, 710	_
	950
530, 386	△ 180, 035

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

					(十一元・111)
	株主資本				
項目		資本剰余金	利益剰余金	₩ → 次 →	純資産
	資本金	資本準備金	その他利益剰余金	株主資本 合計	合計
		買平平佣金	繰越利益剰余金	口币	
当期首残高	649, 500	616, 875	280, 756	1, 547, 131	1, 547, 131
当期変動額					
当期純損失	_		△ 180,035	△ 180, 035	△ 180, 035
当期変動額合計	_	_	△ 180, 035	△ 180, 035	△ 180, 035
当期末残高	649, 500	616, 875	100, 720	1, 367, 095	1, 367, 095

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
項目		資本剰余金	利益剰余金	株主資本	純資産
· 技口	資本金	資本準備金	その他利益剰余金		合計
		貝本华师立	繰越利益剰余金	口目	
当期首残高	649, 500	616, 875	100, 720	1, 367, 095	1, 367, 095
当期変動額					
当期純利益	_	_	530, 386	530, 386	530, 386
当期変動額合計	_	_	530, 386	530, 386	530, 386
当期末残高	649, 500	616, 875	631, 107	1, 897, 482	1, 897, 482

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法 売買目的有価証券 時価法により行っています。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物

18年

器具備品

3年~15年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬及び運用受託報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

当社は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これに伴い、投資信託の時価にレベルを付しております。

(貸借対照表関係)

※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

有形固定資産

7//四人只注		
	前事業年度末	当事業年度末
	(2022年12月31日)	(2023年12月31日)
建物	113,356 千円	113, 359 千円
器具備品	59,920 千円	58,171 千円
リース資産	16,652 千円	5,234 千円
計	189, 929 千円	176, 764 千円

⁽注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年1月1日	(自 2023年1月1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
有形固定資産	616 千円	1,398 千円
計	616 千円	1,398 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度	前事業年度	前事業年度	前事業年度
	期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	末株式数(株)
普通株式	23, 060	-	_	23, 060

2. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
	期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	末株式数(株)
普通株式	23, 060	1	ı	23, 060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024/3/22 定時株主総会	普通株式	500	利益剰余金	21, 682	2023/12/31	2024/3/22

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である 信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収運用受託報酬は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。 長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。 また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。 また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。 なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度末 (2022年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	268, 187	268, 187	_
長期差入保証金	34, 667	34, 263	△ 404

当事業年度末(2023年12月31日)

(単位:千円)

			(十四・111)
	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	13, 389	13, 389	_
長期差入保証金	27, 281	27, 135	△ 146

(注 1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で 決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度末 (2022年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	1, 301, 521	_	-	_
未収委託者報酬	703, 806	_	-	_
未収運用受託報酬	3, 348	_	-	_
未収入金	103, 939	I	ı	_
長期差入保証金	2, 476		32, 191	
合計	2, 115, 092	-	32, 191	_

当事業年度末 (2023年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	1, 825, 477	ı	ı	_
未収委託者報酬	1, 543, 611	I	I	_
未収入金	33, 458	I	I	_
長期差入保証金	-	27, 281	ı	_
合計	3, 402, 547	27, 281	I	_

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度末 (2022年12月31日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項の経過措置を適用した投信信託受益証券の貸借対照表における金額は、有価証券268,187千円となります。なお、他に時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債はございません。

当事業年度末 (2023年12月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
上	レベル 1	レベル2	レベル 3	合計
有価証券	_	13, 389	_	13, 389
資産計	_	13, 389	-	13, 389

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

前事業年度末 (2022年12月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	1	34, 263	ı	34, 263
資産計	I	34, 263	_	34, 263

当事業年度末 (2023年12月31日)

(単位:千円)

豆八	時価			
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	_	27, 135	_	27, 135
資産計	_	27, 135	_	27, 135

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

(有価証券関係)

声買目的有価証券

元 其 日 117 11 III 正分		
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年1月1日	(自 2023年1月1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	△ 44,902 千円	435 千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債 務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認めら れる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成 11 年 9 月 14 日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末に おいて発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退 職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年1月1日	(自 2023年1月1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
退職給付引当金期首残高	285, 296 千円	261,756 千円
退職給付費用	104,503 千円	86,131 千円
退職給付の支払額	△ 128,044 千円	△ 67,671 千円
退職給付引当金期末残高	261, 756 千円	280, 216 千円
(注) 上表については 役員に対す	る退職財党全に係る全類を含めて表示し	ております

⁽圧)上表については、役員に対する退職慰労金に係る金額を含めて表示しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年1月1日	(自 2023年1月1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	95, 753 千円	70,977 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2022年12月31日)	(2023年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	52, 048	47, 545
退職給付引当金損金算入限度超過額	80, 149	85, 802
未払費用否認額	20, 277	7,664
未払事業税	2, 839	6, 049
株式報酬費用	1, 542	2, 456
資産除去債務	25, 860	27, 363
減損損失	17, 093	7, 940
繰越欠損金	109, 443	28, 779
有価証券評価損	-	174
その他	500	639
繰延税金資産の総額	309, 756	214, 415
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 109, 443	\triangle 28, 779
将来減算一時金差異等の合計に係る		
評価性引当額	△ 187, 301	△ 40, 925
評価性引当額小計	△ 296, 745	△ 69, 704
繰延税金資産合計	13, 011	144, 710
繰延税金負債との相殺	△ 13,011	
繰延税金資産の純額	_	144, 710
繰延税金負債		
有価証券評価益	△ 13,011	
繰延税金負債合計	△ 13,011	=
繰延税金資産との相殺	13, 011	
繰延税金負債(△)の純額		

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計	
税務上の繰越欠損金	_	_	_	_	_	109, 443	109, 443	
評価性引当金	_	_	_	_	_	△ 109, 443	△ 109, 443	
繰延税金資産	_	_	_	_	_	-	_	

- (a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金 109,443 千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の 繰越欠損金(※)	_	_	_	-	_	28, 779	28, 779
評価性引当金	_	_	_	_	_	△ 28,779	△ 28,779
繰延税金資産	ı	ı	ı			1	-

- (a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金 28,779 千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

(単位:%)

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2022年12月31日)

税引前純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

当事業年度(2023年12月31日)

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.70%
住民税均等割	0.20%
評価性引当額の増減	△ 28.58%
繰越欠損金の利用	△ 18. 23%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税の負担率	△ 12.19%

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	プルーデンシャ ル・コーポレーシ ョン・ホールディ ングス・リミテッ ド	英国ロンドン市	3, 303 百万 米ドル		被所有 間接 100%	管理業務の委託 情報システム 関連契約	業務委託費の 支払	8, 171	未払金	11, 325

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	253, 751	未収 入金	49, 310
	イーストスプリン		ポール		なし	調査業務の委託 計算業務の委託 管理業務の委託	委託調査費の 支払(注 1)	563, 320	++/ ^	89, 327
親会社の 子会社	親会社の グ・インベストメ シンガポー シン 子会社 ンツ (シンガポー ル ポー			投資 運用業			委託計算費の 支払(注 1)	8, 109	未払金	09, 321
		ドル			情報システム関連契約	情報関連費の	46, 311	未払 費用	46, 852	
							支払	40, 011	未収 入金	54, 629
親会社の	イーストスプリン グ・インベストメ	シンガポー	1千5万 シンガ	その他 サービ ス業		商標使用契約	ロイヤリティ の支払	771	-1- 11 A	0.005
子会社	ンツ・サービス・ プライベートリミ テッド	ル	ポール ドル		0. 0	情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	12, 384	未払金	6, 687
親会社の 子会社	プルーデンシャ ル・サービス・ア ジア	マレーシア	319 百万 マレーシ アリンギ ット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	14, 258	-	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。
- (注 2) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。 料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc (ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所 に上場)

Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited

Prudential Corporation Holdings Limited

Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	プルーデンシャ ル・コーポレーション・ホールディ ングス・リミテッド	英国ロンドン市	3, 303 百万 米ドル		被所有 間接 100%	管理業務の委託 情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	4, 111	未払金	4, 055

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
						サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	244, 302	未収 入金	32, 418
	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド	シンガポール	1 百万 シンガ ポール ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 計算業務の委託 管理業務の委託	委託調査費の 支払(注 1) 委託計算費の 支払(注 1)	541, 969 422	未払金	101, 230
	(r) 9 2 7 9 F		1 / 2			情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	22, 459	未収 入金 未払金	1, 039 14, 056
親会社の子会社	イーストスプリン グ・インベストメ ンツ・サービス・ プライベートリミ テッド	シンガポール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	情報システム関連契約	情報関連費の 支払	13, 768	未払金	9, 227
親会社の 子会社	プルーデンシャ ル・サービス・ア ジア	マレーシア	319 百万 マレーシ アリンギ ット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	712	未払金	673
親会社の 子会社	プルーデンシャル・サービシズ・シンガポール・プライベートリミテッド	シンガポール	2 シンガ ポール ドル	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	24, 202	未払金	24, 579

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。
- (注 2) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。 料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc (ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所 に上場)

Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited

Prudential Corporation Holdings Limited

Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

(収益認識に関する注記)

1. 収益を分解した情報

当社の収益構成は次のとおりです。

	, ,	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年1月1日	(自 2023年1月1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
委託者報酬	3,642,858 千円	4,967,312 千円
運用受託報酬	12,854 千円	9,370 千円
その他営業収益	253, 751 千円	244, 302 千円
計	3,909,465 千円	5, 220, 984 千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	3, 642, 858	12, 854	253, 751	3, 909, 465

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4, 967, 312	9, 370	244, 302	5, 220, 984

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド株式オープン	1, 422, 702	投資運用業
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	1, 047, 059	投資運用業

当事業年度より、上表にて、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として、開示しております。

(1株当たり情報)

71. — 7. E. 7 III. 11.7		
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年1月1日	(自 2023年1月1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	59, 284 円 28 銭	82, 284 円 57 銭
1 株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)	△ 7,807円28銭	23, 000 円 29 銭

⁽注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。

(注2) 1株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

		· -
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年1月1日	(自 2023年1月1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 180,035 千円	530, 386 千円
普通株主に帰属しない金額	_	_
普通株主に係る当期純利益又は 当期純損失(△)	△ 180,035 千円	530, 386 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株	23,060 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

1. 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末
 資産の部		(2024年6月30日)
流動資産		
現金及び預金		1,669,669
有価証券		10, 028
前払費用		35, 925
未収委託者報酬		2, 471, 386
未収入金		84, 606
流動資産合計		4, 271, 615
固定資産	* 1	
有形固定資産		
建物		104
器具備品		26, 185
リース資産		0
有形固定資産合計		26, 290
無形固定資産		
ソフトウェア		15, 241
無形固定資産合計	-	15, 241
投資その他の資産		
長期差入保証金		24, 826
繰延税金資産		49, 813
投資その他の資産合計		74, 639
固定資産合計	-	116, 171
資産合計		4, 387, 786
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		1, 386, 284
関係会社未払金		192, 149
その他未払金		112, 901
未払費用		9, 208
未払法人税等		264, 426
預り金		9, 805
賞与引当金		85, 451
未払消費税等	※ 2	103, 986
リース債務		959
流動負債合計		2, 165, 172
固定負債		
退職給付引当金		289, 205
リース債務		879
固定負債合計		290, 085
負債合計		2, 455, 257
純資産の部	-	· · ·
株主資本		
資本金		649, 500
資本剰余金		,
資本準備金		616, 875

資本剰余金合計	616, 875
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	666, 154
利益剰余金合計	666, 154
株主資本合計	1, 932, 529
純資産合計	1, 932, 529
負債・純資産合計	4, 387, 786

2. 中間損益計算書

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) (単位:千円)

		至 2024年6月30日)	
営業収益			
委託者報酬			4, 309, 702
その他営業収益			146, 624
営業収益合計			4, 456, 327
営業費用			2, 882, 854
一般管理費	※ 1		633, 909
営業利益			939, 562
営業外収益			
受取利息			3
受取配当金			9
有価証券売却益			562
雑収入			10
営業外収益合計			585
営業外費用			
有価証券評価損			78
為替差損			25, 270
営業外費用合計			25, 349
経常利益			914, 798
税引前中間純利益			914, 798
法人税、住民税及び事業税			254, 854
法人税等調整額			94, 897
法人税等合計			349, 751
中間純利益			565, 047

3. 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

		資本剰余金	利益剰余金		純資産 合計
項目			その他利益	株主資本	
(大口)	資本金	資本準備金	剰余金	你主員本 合計	
		貝个牛佣金	繰越利益		
			剰余金		
当期首残高	649, 500	616, 875	631, 107	1, 897, 482	1, 897, 482
当中間期変動額					
剰余金の配当	_	_	△ 530, 000	△ 530,000	△ 530,000
中間純利益	_	_	565, 047	565, 047	565, 047
当中間期変動額合計	_	_	35, 047	35, 047	35, 047
当中間期末残高	649, 500	616, 875	666, 154	1, 932, 529	1, 932, 529

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法 売買目的有価証券

時価法により行っています。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物

18年

器具備品

3年~15年

無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、 回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当中間会計期間末自 己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中 間会計期間末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託 者報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に 受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主 要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以 下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として運用期間にわたり収益と して認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識してお ります。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理し ております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

有形固定資産

1770世紀其注	
	当中間会計期間末
	(2024年6月30日)
建物	113,362 千円
器具備品	59,056 千円
リース資産	5,234 千円
3 +	177,652 千円

(注)上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。 無形固定資産

> 当中間会計期間末 (2024年6月30日)

ソフトウェア

34,111 千円

(注) 上記減価償却累計額には、無形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日
	至 2024年6月30日)
有形固定資産	1,115 千円
無形固定資産	258 千円
計	1,374 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間
株式の種類	期首株式数	増加株式数	減少株式数	末株式数
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	23, 060	-	_	23, 060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024/3/22 定時株主総会	普通株式	530	利益 剰余金	22, 983	2023/12/31	2024/3/22

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	10, 028	10, 028	_
長期差入保証金	24, 826	24, 092	△ 734

(注 1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時 価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
区 分	レベル1	レベル2	レベル 3	合計
有価証券	-	10, 028	_	10, 028
資産計	ı	10, 028	-	10, 028

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
应 为	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	_	24, 092	_	24, 092
資産計	_	24, 092	_	24, 092

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未 償却残高)が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益構成は次のとおりです。

当「問去时朔間の状霊情况は次のともうです。		
	当中間会計期間	
	(自 2024年1月1日	
	至 2024年6月30日)	
委託者報酬	4,309,702 千円	
その他営業収益	146,624 千円	
計	4,456,327 千円	

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4, 309, 702	146, 624	4, 456, 327

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド株式オープン	1, 337, 320	投資運用業
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	1, 286, 467	投資運用業

(注) 上表では、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位としております。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日
	至 2024年6月30日)
1株当たり純資産額	83,804円39銭
1株当たり中間純利益金額	24, 503 円 35 銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日
	至 2024年6月30日)
中間純利益	565, 047 千円
普通株主に帰属しない金額	_
普通株主に係る中間純利益	565, 047 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記 (3)、(4) に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付 (毎月決算型)

約 款

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(毎月決算型) 運 用 の 基 本 方 針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 米国の債券市場で発行された米ドル建ての投資適格債券を主要投資対象とし、原則として米ドル建ての資産について対円での為替へッジを行う投資信託証券(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)に主に投資を行うことにより、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券に投資を行います。
- ③ 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ④ 別に定める投資信託証券は見直されることがあり、この際、新たに投資信託証券を指定したり、すでに指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 投資対象ファンドにおいてデリバティブ取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、投資対象ファンドの資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により投資対象ファンドの資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的において使用します。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(毎月決算型)

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三井 住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法 (平成18年法律第108号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。 (信託事務の委託)
- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第21条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合 に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項、ならびに 第43条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条 の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に 定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた 額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらか じめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」 をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定 する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載ま たは記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権 を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める日のいずれかにあたる場合は、受益権の取得の申込みを受付けないものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。
 - ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。
 - ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の 価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者 に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用 上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図が できます。

(利害関係人等との取引等)

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。 なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、 信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項

および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。 (信用リスク集中回避のための投資制限)
- 第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

- 第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が 整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしま す。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やか に登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびそ の他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

- 第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 (受託者による資金の立替え)
- 第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立 替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、原則として毎月22日から翌月21日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成28年5月10日から平成28年6月21日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額

の支弁を受ける際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際 に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、 実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第29条に規定する 計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、委託者が1年以内で相当と定める期間 に属する最終の計算期末もしくは信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに 信託財産中から支弁し、委託者の責任において、実際の支払いに充当します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の63の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を 受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金と して積立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬 および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を 売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、 分配準備積立金として積立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第34条 受託者は、収益分配金については、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第35条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振 替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に おいて一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末 日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登 録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払 います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権 の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第36条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、 ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求し ないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかにあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または 登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、この信託契

約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受 託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者 は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって 行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合についても適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解 約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第44条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡 することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託 財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の 解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、 第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者 を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)
- 第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって 行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案 につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき には適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該 併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投 資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第45条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第46条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第47条 (削除)

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運 用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成28年5月10日

委託者 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付表)

1. 約款第17条第1項および運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。 ルクセンブルグ籍外国投資法人

イーストスプリング・インベストメンツ – USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラス J_{JDM} (hedged)

国内籍証券投資信託

イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)

2. 約款第13条第2項および第37条第2項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。 ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日

ルクセンブルグの銀行休業日

ニューヨーク証券取引所の休場日

ニューヨークの銀行休業日

なお、上記以外に委託者の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。

追加型証券投資信託

イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付 (年2回決算型)

約 款

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(年2回決算型) 運 用 の 基 本 方 針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 米国の債券市場で発行された米ドル建ての投資適格債券を主要投資対象とし、原則として米ドル建ての資産について対円での為替へッジを行う投資信託証券(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)に主に投資を行うことにより、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券に投資を行います。
- ③ 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ④ 別に定める投資信託証券は見直されることがあり、この際、新たに投資信託証券を指定したり、すでに指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 投資対象ファンドにおいてデリバティブ取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、投資対象ファンドの資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により投資対象ファンドの資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的において使用します。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(年2回決算型)

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三井 住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。 (信託事務の委託)
- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第21条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合 に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項、ならびに 第43条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条 の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に 定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた 額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらか じめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」 をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定 する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載ま たは記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権 を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める日のいずれかにあたる場合は、受益権の取得の申込みを受付けないものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。
 - ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。
 - ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の 価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者 に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りま す。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用 上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図が できます。

(利害関係人等との取引等)

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。 なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、 信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項

および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。 (信用リスク集中回避のための投資制限)
- 第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

- 第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が 整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしま す。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やか に登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびそ の他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

- 第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 (受託者による資金の立替え)
- 第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立 替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月22日から10月21日までおよび10月22日から翌年4月21日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成28年5月10日から平成28年10月21日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額

の支弁を受ける際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際 に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、 実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第29条に規定する 計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のとき、 当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁し、委託者の責任において、実 際の支払いに充当します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の63の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を 受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬 および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を 売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、 分配準備積立金として積立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第34条 受託者は、収益分配金については、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第35条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込 んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振 替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に おいて一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末 日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登 録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払 います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権 の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第36条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、 ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求し ないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかにあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または 登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、この信託契

約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受 託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者 は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって 行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合についても適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解 約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第44条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡 することがあります
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託 財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の 解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、 第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者 を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)
- 第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって 行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案 につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき には適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該 併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投 資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第45条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第46条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第47条 (削除)

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運 用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成28年5月10日

委託者 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付表)

1. 約款第17条第1項および運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。 ルクセンブルグ籍外国投資法人

イーストスプリング・インベストメンツ – USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラス J_{JDM} (hedged)

国内籍証券投資信託

イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)

2. 約款第13条第2項および第37条第2項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。 ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日

ルクセンブルグの銀行休業日

ニューヨーク証券取引所の休場日

ニューヨークの銀行休業日

なお、上記以外に委託者の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。